

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 請求に対する判断

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 博正
北佐久郡軽井沢町長倉1938番地7	田中 百合子
東御市八重原915番地27	西村 誠
東御市八重原915番地27	西村 悦子
千曲市大字森2505番地	竹内 昌子
長野市何去242番地	内山 卓郎

(2) 請求人代理人

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 弁護士 松葉 謙三

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成25年9月17日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員に関する措置請求書による請求の要旨は、別記1のとおりである（原文のまま）。

なお、請求人が政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経費の一覧表である別紙1から5までの添付は、省略する。

4 監査委員の除斥

本件監査に当たり、向山公人監査委員は、議員のうちから選任された監査委員のため地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

5 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成25年9月25日、受理を決定した。

6 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定による陳述については、請求人から希望しない旨の意思表示があり、実施しなかった。また、平成25年10月18日付けで添付資料の中で欠番であった甲C2号証の10の提出があった。

7 請求書の補正

監査委員事務局において、提出された別紙1から5までの記載内容と証拠書類とを照合したところ、積算誤り、重複記載等が複数箇所で見られたため、請求人が不当利得額及び不法行為による損害賠償額として返還を求める金額の補正を求めたところ、請求人は、自由民主党県議団、県民クラブ・公明、県政ながの及び改革・新風について、平成25年10月12日及び18日付けで、補正を行った。

補正後の自由民主党県議団、県民クラブ・公明、県政ながの、改革・新風及び日本共産党県議団（以下「各会派」という。）の金額は、以下のとおりである。

なお、日本共産党県議団については、補正がなかった。

自由民主党県議団	18,857,369円
県民クラブ・公明	5,162,583円
県政ながの	6,733,550円
改革・新風	11,073,157円
日本共産党県議団	4,954,278円

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成24年度一般会計の議会費の政務調査費のうち、本件請求に係る政務調査費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか、及び当該支出に対し損害の填補^{てんぽ}のための手立てを講じていないことが財産の管理を怠る事実^{じじつ}に当たるかについてを監査の対象とした。本件請求の中には、政務調査費の支出の日から既に1年を経過している政務調査費に係るものが含まれているが、政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）第12条第2項の規定による閲覧が可能となった時期が平成25年6月3日であることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるものと認めた。

2 監査対象機関

政務調査費の支出事務を所管する議会事務局総務課を監査対象機関とした。

3 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により、議会事務局総務課に対して陳述を求めたところ、陳述書の提出をもって陳述に代える旨の意思表示があったことから、平成25年10月16日までに提出を求めた結果、議会事務局長名による陳述書が同日付けで提出された。陳述書は、別記2のとおりである（原文のまま）。

請求人に対して、この陳述書に対する意見の有無を確認したところ、平成25年10月21日に、請求人から、反論する考えはない旨の意思表示が電子メールによりなされた。

4 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、議会事務局総務課に対し、平成25年10月8日に、関係帳簿及び関係書類の調査並びに職員に対する聴き取り調査を実施し、必要に応じて議会

事務局総務課を通じて各会派から説明を求めた。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費に関する法令等

ア 地方自治法

本件請求に係る平成24年4月から25年2月までの政務調査費については、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）による改正前の法（以下「旧法」という。）が適用となる。旧法は、第100条第14項後段において、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 政務調査費の交付に関する条例

本県では、平成13年3月に「政務調査費の交付に関する条例」（平成13年長野県条例第25号）を制定した。この条例も、証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年長野県条例第1号）で改正されているが、本件においては、同条例による改正前の政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定が適用となる。

旧条例第1条では、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定める旨規定し、旧条例第2条では、政務調査費は会派に対し交付すると規定している。

旧条例附則第2項では、平成24年4月1日から25年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円（本則上は31万円）に会派の所属議員の数を乗じて得た額と規定している。

旧条例第7条では、「会派は政務調査費を議長が定める用途基準に従い使用しなければならない。」と規定し、これを受けて、平成25年長野県議会告示第1号による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年長野県議会告示第1号。以下「旧規程」という。）第3条及び別表において、政務調査費の用途基準を次のとおり定めている。

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費

広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

旧条例第8条では、「会派は、議長が定める収支報告書（その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。）に地方自治法第100条第14項に規定する調査研究に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の証拠書類の写し（次項及び第12条において「証拠書類の写し」という。）を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。」と規定している。

旧条例第10条では、「議長は、（中略）収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」と規定して、政務調査費に関する調査権限を議長に付与している。

旧条例第11条では、「知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定している。

旧条例第12条第2項では、「何人も、議長に対し、（中略）収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。」と規定している。

ウ 事務処理規則

政務調査費の交付は、事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第5条及び別表第2の規定により、知事から議会事務局長に委任されている議会事務局の所掌に係る事項に関する予算執行権の一部に帰属する事務である。

エ 政務調査費マニュアル

政務調査費マニュアルは、県議会の会派が政務調査費を使用するに当たって、会派自らが判断するための指針として、平成16年8月、県議会において策定されたものである。同マニュアルは、平成25年3月に改正されているが、本件請求に係る平成24年4月から25年2月までの政務調査費については、この改正前のマニュアル（以下「マニュアル」という。）が適用される。

マニュアルが定める「使途基準の運用指針」では、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、按分にあつての指針を以下のとおりとしている。

まず、按分を要する項目としては、政務調査費の使途基準である旧規程第3条別表に掲げる項目のうち、「事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合にあつては、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとする。」と規定し、按分割合の上限としては、「事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費

を除く。)及び人件費(専ら調査研究業務のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。)の按分については、2分の1を上限とする。」と規定している。

さらに、項目別にも充当指針が定められており、主なものは、次のとおりである。

(ア) 調査研究費

会派(議員)の調査研究活動に係る交通費・宿泊費に政務調査費を充当する場合は、公費出張との均衡を図るため、県の旅費規程を準用するものとする。

(イ) 会議費

政務調査費の充当に不適当な経費などを例示する。

(ロ) 資料購入費

書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する必要がある。

(エ) 広報費

後援会等と共同して発行する広報紙の印刷費・送料・新聞折込代に政務調査費を充当する場合には、按分して充当する必要がある。また、広報紙が調査研究活動の一環として発行されるものであれば、配付先にかかわらず、政務調査費を充当することができる。

(オ) 事務費

a 事務用品購入費

後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当するものとする。

b 事務機器等のリース料

事務機器等のリース料に政務調査費を充当する場合には、下記dの事務所の経費と同様に按分して充当するものとする。

c 通信費

携帯電話料については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当するものとする。

d 事務所の経費

(a) 事務所の要件

事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、次に掲げるような事務所としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充当できるものとする。

i 事務所としての外形上の形態を有していること。

ii 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。

iii 賃貸の場合には、原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。

(b) 事務所経費の按分方針

会派（議員）活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充実に当たっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。

(c) 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費への充当限度額（按分率を打ち切る上限をいう。以下同じ。）の基準は、以下のとおりとする。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料
調査研究活動専用事務所	全額	全額	全額	全額
調査研究活動事務所＋政治団体事務所	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2
調査研究活動事務所＋住居等	1 / 2	1 / 2	—	—
調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等	1 / 4	1 / 4	—	—

(d) 人件費

調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の人件費には、調査研究活動の補助業務に従事している実態により政務調査費を充当することができるものである。なお、事務所職員を調査研究活動の補助業務に従事させている場合等で、調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している職員の人件費に政務調査費を充当する場合にあっては、勤務実績表等に基づく勤務時間の実態に基づいて充当するか、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分して充当する必要がある。

(e) 人件費への充当限度額

充当限度額の基準は、以下のとおりとする。

調査研究業務専任者	全額
勤務実績表等により調査研究業務に従事した実績が明確な者	実績額
上記以外の者	1 / 2

(2) 平成24年度政務調査費の支出状況

各会派の平成24年度政務調査費の交付金額は、表1のとおりである。これらの24年度政務調査費の交付に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）にのっとり適正に行われていた。

各会派は、議長に対し、平成25年4月30日付けで平成24年度政務調査費に係る収支

報告書を提出していた。主な内容は、表2及び表3のとおりであった。

議会事務局総務課は、収支報告書及び添付書類の記載事項、証拠書類の写し、使途項目区分の適否等について、平成24年度政務調査費に係る検査及び旧条例第10条の規定による調査を実施していた。

請求人は、各会派が平成24年度政務調査費を充当した経費の中には、違法・不当なものがあると主張している。各会派は、24年度政務調査費のうち、請求人が主張する政務調査費充当額として100,932,605円を充当した。このうち、請求人が違法・不当なものとして主張している額は、46,780,937円である。各会派別の内訳等は、別記3のとおりである。

表1 政務調査費交付状況

会派名	人数(人)	交付日(交付対象月)	交付額(円)
自由民主党県議団	20	平成24年4月10日(4～6月)	17,400,000
		平成24年7月10日(7～9月)	17,400,000
		平成24年10月10日(10～12月)	17,400,000
		平成25年1月10日(1～2月)	11,600,000
	計		63,800,000
改革・新風	15 (平成24年12 月から14人)	平成24年4月10日(4～6月)	13,050,000
		平成24年7月10日(7～9月)	13,050,000
		平成24年10月10日(10～12月)	12,760,000
	14	平成25年1月10日(1～2月)	8,120,000
	計		46,980,000
県民クラブ・公明	8	平成24年4月10日(4～6月)	6,960,000
		平成24年7月10日(7～9月)	6,960,000
		平成24年10月10日(10～12月)	6,960,000
		平成25年1月10日(1～2月)	4,640,000
	計		25,520,000
日本共産党県議団	6	平成24年4月10日(4～6月)	5,220,000
		平成24年7月10日(7～9月)	5,220,000
		平成24年10月10日(10～12月)	5,220,000
		平成25年1月10日(1～2月)	3,480,000
	計		19,140,000
県政ながの	6	平成24年4月10日(4～6月)	5,220,000
		平成24年7月10日(7～9月)	5,220,000
		平成24年10月10日(10～12月)	5,220,000
		平成25年1月10日(1～2月)	3,480,000
	計		19,140,000
合 計			174,580,000

表2 会派別収支状況

(単位：円)

会 派 名	収入額	支出額	残 余
自由民主党県議団	63,800,000	62,117,450	1,682,550
改革・新風	46,980,000	46,980,000	0
県民クラブ・公明	25,520,000	25,520,000	0
日本共産党県議団	19,140,000	18,292,001	847,999
県政ながの	19,140,000	18,972,640	167,360
計	17,580,000	171,882,091	2,697,909

表3 政務調査費充当内訳

(単位：円)

項 目	自由民主党県議団	改革・新風	県民クラブ・公明
調査研究費	13,174,681	12,593,083	8,240,188
研修費	392,399	2,619,471	156,446
会議費	787,910	1,260,456	808,648
資料作成費	555,196	4,144	156,615
資料購入費	2,325,172	2,948,050	702,999
広報費	10,340,592	10,836,865	4,399,534
事務費	8,976,840	6,277,302	4,490,709
人件費	25,564,660	10,440,629	6,564,861
計	62,117,450	46,980,000	25,520,000

項 目	日本共産党県議団	県政ながの	合計
調査研究費	2,668,624	4,223,046	/
研修費	2,353,725	265,921	
会議費	768,180	361,760	
資料作成費	169,275	0	
資料購入費	443,650	1,342,956	
広報費	4,958,894	2,566,818	
事務費	1,113,393	2,396,918	
人件費	5,816,260	7,815,221	
計	18,292,001	18,972,640	

2 判断

(1) 監査の視点

旧条例及び旧規程において、政務調査費の使途基準は議長が定めていること（旧条例第7条並びに旧規程第3条及び別表）、収支報告書の様式は議長が定め、その提出先は議長とされていること（旧条例第8条）、収支報告書は概括的に記載する様式（旧規程第4条及び様式第4号）とされていること、及び収支報告書の調査権限は議長に与

えられていること（旧条例第10条）が認められる。

これらを総合して考えれば、政務調査費の使途基準の解釈及びその適用の可否の判断について、知事の積極的な関与には制限があり、議会又はこれを構成する議員若しくは会派の自主性及び自律性を尊重する制度であると解される。

最高裁判所平成21年12月17日判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とし、「このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

また、会派には県政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動を行うことが期待されており、この調査研究の対象は、県政全体に関する問題に広く及ぶものであって、その方法もまた多種多様なものが考えられる。したがって、調査研究の対象及び方法の選択に当たっては、議員の合理的判断に委ねられる部分もあると解される。

最高裁判所平成22年3月23日判決では、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とも判示している。

これらのことから、支出した経費が調査研究に資するための必要な経費に当たるか否かという使途基準適合性の判断は、会派の自主性及び自律性を尊重した上で、一般的、外形的に行うことが要請されると考えられる。また、議会においては、政務調査費のより厳正な取扱いを期すため、政務調査費の充実に当たり、会派の自主的及び自律的な判断をするための指針としてマニュアルを自ら策定している。したがって、使途基準適合性の判断に当たっては、使途基準及びマニュアル（以下「マニュアル等」という。）の規定に照らして一般的、外形的に行うことが適当であると考えられる。

東京高等裁判所平成21年9月29日判決では、「本件使途基準の解釈及び運用に係る指針について、本件申し合わせ事項を決定している。」とし、「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

一方、政務調査費の財源が公金である以上、政務調査費の充実に係る会派の自主的及び自律的な判断が、無制約に許容されるわけではない。このことを合わせて考えれば、マニュアル等に従った支出であったかどうかの事後的な検証を行う本件監査において、当該支出について政務調査との関連性又は支出の必要性若しくは合理性を明ら

かに欠くと認められ、議会事務局総務課又は各会派から合理的説明が得られない場合には、当該支出に係る同課又は各会派の判断は妥当性を欠くものであったと考える。

以上のことから、使途基準適合性の判断は、証拠書類の写し、議会事務局総務課及び必要に応じて同課を通じて求めた各会派の説明を、マニュアル等に照らし合わせ、一般的、外形的に確認することにより行い、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

(2) 請求人主張の各会派の経費に対する個別の判断

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局総務課保管の証拠書類の写し及び同課の説明(同課を通じて求めた各会派の説明を含む。以下同じ。)により、金額、内容等を調査した。その結果は、以下のとおりであり、内訳等は、別記3のとおりである。

ア 「会派控室」の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代等

請求人は、「議員控室の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当するべきでなく、原則として、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「会派は、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用している。」と説明があった。

証拠書類を確認し、議会事務局総務課に確認したところ、会派控室を政党活動、後援会活動、選挙活動等の拠点として使用している事実は認められず、政務調査費を按分する場合には該当しないものと認められる。

(ア) 人件費

人件費は、会派控室における雇用職員に係るものであり、これらの者は、雇用契約書では政務調査に係る業務のみを行うこととされ、専ら調査研究活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。

(イ) 事務用品費、事務機器保守料及び事務機器使用料

事務用品購入費、事務機器等のリース料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

(ウ) ホームページ管理費

ホームページ関連経費は、会派控室で管理・運営されているホームページに係る毎月の管理又は更新に要した経費であり、当該ホームページの開設・管理・運営は、調査研究活動のためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。

(エ) 電話代等

会派控室で使用されている電話料金、ファックス及びインターネット接続料は、調査研究活動に使用するためのものであり、これ以外の用途に使用されている状況は認められなかった。また、会派控室で提供されるお茶、コーヒー等は、調査研究活動に係る来客等の際に供するためのものであり、これ以外の用途に供されている状況は認められなかった。

イ 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

(ア) 陳情、要望活動、要請活動

請求人は、「会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「陳情や要望活動を行う際には、何らかの意見交換が行われているものであり、それは政党活動又は後援会活動とは、明確に異なる調査研究活動である。調査研究活動は広範多岐であり、政治家、行政関係者等との意見交換や情報収集活動は、マニュアル等の調査研究費に該当する。また、交通費については、経費按分という性質のものではない。」との説明があった。

政務調査費の支出における陳情、要望活動、要請活動を、証拠書類で調査したところ、調査研究活動記録票が整備され、調査をした日時、相手方、内容、経費などを確認することができた。それらの記載からは、使途基準に適合しない活動とする具体的な事実は認められなかった。また、交通費や宿泊費の支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

(イ) 議員団総会

請求人は、「議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「議員団総会は、政策又は方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換や議会での質問についての検討などが行われている場であり、マニュアル等の『会議費』に該当する。」との説明があった。

マニュアル等における会議費の使途は、会派における各種会議に要する経費であり、対象経費は、交通費や宿泊費などである。そこで、証拠書類を確認したところ、会議の開催日や議員ごとに支給した交通費の明細などの記載を確認することができた。それらの記載からは、政務調査活動でないとする具体的な事実は認められなかった。また、会議費の支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

(ウ) (ア)以外の調査研究

請求人は、政務調査費を違法・不当に充当していると主張する会派別の経費の一覧表である別紙1から5までの特定の政務調査費の支出に対して、「政務調査でない」「不適切」「政務調査だけでない」「50%按分」「要望・陳情もあると推定」

などと主張している。

証拠書類を確認したところ、これらの政務調査費の支出においては、調査研究活動記録票が整備され、調査をした日時、相手方、内容、経費などを確認することができた。それらの記載からは、政務調査活動でないとする具体的な事実は認められなかった。また、交通費や宿泊費などの支出は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

ウ 会派支部の person 費、事務所賃料、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代、その他の事務所経費

(ア) 按分方法

請求人は、支部事務所に後援会や政治団体を併設した場合、「政務調査費を充当する場合その数に応じた按分が必要である」と主張している。そのうえで、議員ごとに、支部に併設された後援会、政治団体などの数から、人件費や事務費についての按分率を算出し、2分の1から5分の1の充当が相当であると主張している。

議会事務局総務課からは、「各議員（各会派支部）の活動態様又は事務所の形態は一律ではなく、人件費は、調査研究活動の補助業務に従事している時間又は割合に応じて按分をしている。事務所経費は、その外形上の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、マニュアル等に従った按分率により適切に充当している。また、各支部事務所の形態については、議会事務局総務課において、あらかじめ会派に対し確認している。」との説明があった。

マニュアル等によれば、「人件費」の按分については、調査研究活動の補助業務に従事している場合は、その時間の全てを100%政務調査費に充当し、調査研究活動に関わる経費とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合にあっては、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分をし、50%を上限に政務調査費に充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

また、「事務費」のうち事務用品購入費の按分については、後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

また、「事務費」のうち「通信費」である携帯電話料金の按分については、2分の1を上限として適切に按分して政務調査費を充当することとしており、請求人の主張する按分方法は採用していない。

一方、「事務費」のうち事務所の光熱費、電話料金、上下水道代金、賃借料などのいわゆる「事務所経費」の按分方法は、まず、事務所経費の按分方針として、「会派（議員）活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合

に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。」と定めている。その上で、事務所経費の充当限度額は、光熱費、電話料金、上下水道代金、賃借料という費目ごとに、会派の支部が兼ねる機能により、会派支部専用事務所の場合、会派支部と政治団体が兼ねる場合、会派支部と住居等が兼ねる場合、会派支部と政治団体と住居等が兼ねる場合の4つに分類して、それぞれに定めている（充当限度額の表は、第4の1の（1）のエの（オ）のdの(c)を参照）。例えば、会派の支部に4つの後援会が併設されている場合の光熱費の按分上限額は、請求人が主張するような団体数等の合計の5を採用して5分の1以下とするのではなく、会派支部と後援会（政治団体）という2つの機能があると分類したうえで、充当限度額の表の該当欄に記載された数値（この場合は2分の1）以下で按分することになる。同様に、会派支部に4つの後援会と自宅が併設されている場合の光熱費は、請求人が主張するような団体数等の合計の6で按分するわけではなく、会派支部、後援会（政治団体）、自宅という3つの機能があると分類したうえで、充当限度額の表の該当欄に記載された数値（この場合は、4分の1）以下で按分することになる。

(イ) 平成21年3月に改正されたマニュアルの按分率

平成16年度の政務調査費について、17年11月24日に長野地方裁判所に住民訴訟が提起され、同訴訟の東京高等裁判所における控訴審において、21年度以降の政務調査費の充当については、次の和解条項に基づき運用するという内容で、20年11月21日に和解が成立した。

- a 政務調査をした場合は、調査の都度必ず、調査日、場所、相手方、参加した議員等の氏名、目的・内容を記載した調査研究活動記録票を作成し、同記録票に可能な限り領収書等を添付し、県民の情報公開に応ずることとする。
- b 飲食費には（会費名目でも）充当しない。
- c 書籍を購入した場合は、領収書等に書籍名を記載する。
- d 運転代行代には、特別な事情により利用した場合を除き充当しない。
- e 後援会と兼ねた事務所の場合は、賃借料、電話料、電気代等事務所経費及び事務用品は2分の1充当とする。後援会と兼ねた自宅兼事務所の場合は、電話料、電気代等事務所経費は4分の1充当、事務用品は2分の1充当とする。
- f 携帯電話料は、2分の1以下の充当とする。
- g 名刺代は充当しない。

これを受け、平成21年3月にマニュアルが改正され、按分率についても、見直しをしていることを確認した。

項 目	平成21年改正	改正前
携帯電話	2分の1を上限として適切に按分	記載なし

ホームページ関連経費(会派本部が専ら調査研究のために作成・管理するものを除く。)	2分の1を上限として適切に按分	記載なし
後援会と兼ねた事務所及び後援会と兼ねた自宅兼事務所において使用する事務用品	2分の1を上限として適切に按分	記載なし
調査研究活動事務所+政治団体事務所+自宅等という事務所の形態(事務所が兼ねる機能)における光熱費及び電話料金	充当限度額4分の1	充当限度額3分の1

(ウ) 会派支部の人的費

会派支部における「人的費」は、「調査研究に係る補助職員の勤務日誌」「勤務日誌」「政務調査業務 勤務実績表・領収書」「政務調査業務従事職員給与支払説明書」「出勤表」「雇用契約書」等の証拠書類及び議会事務局総務課の説明から、業務内容を確認したが、不合理な点は認められなかった。調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合にあっては、調査研究業務に従事した割合(平均時間、日数等)等で按分をし、50%を上限に政務調査費に充当するなど、マニュアル等どおりに事務処理が行われていた。

(エ) 会派支部の事務所賃料

「事務費」である事務所借上料の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じ、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務所借上料は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

(オ) 会派支部の事務用品費

「事務費」である事務用品購入費の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務用品購入費は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

(カ) 会派支部の事務機器使用料

「事務費」である事務機器等のリース料の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、事務機器等のリース料は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

(キ) 会派支部のホームページ管理費

「広報費」であるホームページ関連経費の証拠書類を確認したところ、2分の1を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、ホームページ関連経費はマニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

(ク) 会派支部の電話代

「事務費」である事務所経費の電話料金の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。よって、電話料金は、マニユア

ル等どおり政務調査費に充当されていた。

(ケ) 会派支部のその他の事務所経費

「事務費」である事務所経費の光熱費及び上下水道代金の証拠書類を確認したところ、事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額を上限として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。

また、「事務費」である通信費のはがき・切手代及びインターネット接続料の証拠書類を確認したところ、使用実態に応じて充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。

よって、会派支部のその他の事務所経費は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

エ 携帯電話料

請求人は、携帯電話料について議員所属の党役職や私的利用などを考慮のうえ、4分の1、5分の1、6分の1の充当が相当であるとの主張をしている。

議会事務局総務課からは、「携帯電話利用の実態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアル等に従った按分率により適切に充当している。」と説明があり、「その実態に応じ」に関しては、「携帯電話料金は、その性質上、いかなる目的でどの程度使用したのかを正確に把握することが困難であり、使用実態を裏付ける客観的な数値がないため、2分の1を上限として適切に按分する旨、マニュアル等に示している。また、政務調査用の携帯電話と私的使用の携帯電話を区分している議員もいる。」との説明があった。

「事務費」である携帯電話料金の証拠書類を確認したところ、携帯電話料金は、毎月の実支出額に2分の1を乗じて得た金額を上限額として充当しており、按分率や按分額も適切に証拠書類に記入されていた。なお、議員によって、2分の1のほか、4分の1を乗じて得た金額に政務調査費を充当しているなど按分率に違いがあったが、これらは携帯電話の使用実態に対する各議員の自主的な判断に基づくものである。よって、携帯電話料金は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

なお、携帯電話料金の按分計算において根拠とする金額を取り違え、11月分（12月充当）の携帯電話料金を本来なら6,051円充当すべきところ、誤って7,496円充当し、1,445円の過大充当となっていた事例が1件あった。一方で、同一議員の6月分の携帯電話料金について、領収書の添付はあるものの政務調査費に金額を計上していない事例が1件（4,117円）あった。議会事務局総務課を通じて会派に確認したところ、平成25年11月8日付けで、収支報告書の訂正があった。

オ 書籍購入費

請求人は、書籍購入代への政務調査費の充当について、「政務調査ではない」「不適正」「100%充当しているが問題」「50%按分」などの主張をしている。

議会事務局総務課からは、「マニュアル等の資料購入費中に書籍購入代の項目を設け、領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付するこ

とを義務付けた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアル等に従い、政務調査費を全額充当している。『社会通念上妥当な範囲』については、娯楽性の有無又は県政との関連性の有無がそれに当たるものとする。ただし、その判断に当たっては、各党派及び議員の自主性、自律性及び裁量が最大限尊重されるべきものとする。」と説明があった。

「資料購入費」である書籍購入代の証拠書類を確認したところ、購入した書籍名を領収書等に記載しており、政務調査活動対象外の図書であるとする事実は認められなかった。よって、書籍購入代は、マニュアル等どおり政務調査費に充当されていた。

カ 県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送費

請求人は、「県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%～80%とすべきである。」と主張している。

議会事務局総務課からは、「マニュアル等の広報費中に広報紙印刷費・送料・新聞折込代の項目を設け、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当する必要があることを明示しており、マニュアル等に従い、実態に応じた按分率を採用し適切に充当している。ただし、按分の具体的方法については、各党派の裁量の範疇^{はんちゆう}と考える。」と説明があった。

「広報費」である広報紙印刷費などの証拠書類や広報紙などを確認したところ、行事の写真など政務調査費を充当しない紙面の部分を特定し、その部分の面積を、紙面全体に占める面積割合等により按分率を定め、印刷費、送料及び新聞折込代の経費を当該按分率により按分している事例が認められた。その按分計算方法なども精査したが、適切なものであった。一方、政務調査費を100%充当している広報紙もあり、これらについては、紙面内容を検討したが、政務調査活動対象外であるとする事実は認められなかった。よって、広報紙印刷費、広報紙等送料及び新聞折込代は、マニュアル等どおりに政務調査費に充当されていた。

(3) 結論

上記のとおり、請求人主張の各党派の経費について、明らかに、マニュアル等に反しているもの又は政務調査との関連性若しくは支出の必要性若しくは合理性を欠いていると認められるものはなかった。

したがって、請求人の主張には理由がないから、本件請求を棄却する。

(別記1) 長野県職員に関する措置請求書

監査請求の要旨

第一 当事者

監査請求人は、長野県民である。

長野県知事は、阿部守一である。

平成24年度の長野県会議員の会派として、自由民主党、県民クラブ・公明、県政ながの、改革・新風、日本共産党などの各県議団がある。

第二、政務調査費（政務活動費に改正される前）の使途基準

第1、地方自治法100条14項、15項は以下のとおり定めている。

「⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

「⑮前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出するものとする」

第2、政務調査費の支給についての条例（政務活動費に改正される前）

長野県においては、政務調査費の交付に関する条例第7条に「会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない」と定め、政務調査費の交付に関する条例施行規定第3条は「条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする」と定めている。

また第7条の別表では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務費」「人件費」の8種類の使途費目を定めている。

同条例11条は以下のとおり定めている。

「第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と定めている。

従って、長野県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「長野県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

第3 長野県議会の平成24年度の県議会派の政務調査費の違法、不当な充当の中身

1 「議員控室」（又は「本部」）の人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは50%按分すべき

各会派の県庁にある「議員控室」（また「本部」という）においては、議員全員のための事務を担当していると推定されるが、議員控室の事務は、政務調査だけでなく、政党活動、一般の議員活動、後援会活動、選挙活動などの事務も行っていると推定される。したがって、議員控室で使う人件費、事務用品費、事務機器使用料、ホームページ管理費、電話代などは、議会の議員の地位、権限、職務内容から考え、政務調査費に全部充当すべきでなく、原則として、50%按分すべきである（いくつかの判例においてもそのように判断している。仙台高裁19・4・26、仙台高裁19・12・2

0、青森地裁22・3・26、大分地裁23・2・24)。しかるに、各会派は、100%政務調査費から充当している。違法と言うほかない。

2 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会

会派関係の国会議員や国や長野県の役人への陳情・要請・要望活動は、議員の政治活動であり、政務調査活動ではないので、政務調査費を充当するには不適正である。これらの者との意見交換は、要望も含まれており、政治活動でもあるから、50%按分すべきである。

議員団総会は主として議会活動であり、政治活動・選挙活動も含まれており、原則として、政務調査費を充当すべきでなく、少なくとも、50%按分すべきである。

第4 各議員所属の県議団の支部事務所に後援会や政治団体等の併設状況と人件費・携帯電話料など事務費・事務所賃料の政務調査費充当の按分について

下記議員は、支部事務所に後援会等政治団体を併設しており（甲C6号証の1の政党、政治団体一覧表）、政務調査費を充当する場合その数に応じた按分が必要である（和歌山地裁平成25.1.29判決はこのことを認め、数に応じ、2分の1ないし7分の1に按分した）。

なお、各議員ごとの政務調査費への充当の割合を下記に記載した。

1 自由民主党県議団

(1) 石田治一郎議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「信濃治政会」「五月会」と自由民主党長野支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費、事務費、事務所賃借料への政務調査費の充当は、5分の1とすべきである。

(2) 下崎県議

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と下崎建設株式会社事務所と自民党千曲支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費と事務所賃借料への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 古田議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「翔英会」と政治団体「古田政経研究会」と自由民主党飯田市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費への政務調査費の充当は、4分の1とすべきである。

(4) 萩原議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自由民主党松本市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）支部事務所の人件費・電話代などの事務費への政務調査費の充当は、3分の1とすべきである。

(5) 服部宏昭議員

同議員の支部事務所は、自宅にあり、さらに同議員の後援会と政治団体「北信濃会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同事務所の事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、携帯電話は、私的にも使うので、

政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 望月雄内議員

同議員の支部事務所には、同議員の望月雄内後援会と政治団体「信雄会」と自民党安曇野市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、リース代（何をリースしたか不明—甲C1の305）家賃、電気代、電話代等の事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、携帯電話は、その上、自民党長野県連遊説対策委員長としても私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(7) 木下茂人議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体である「伊那新風会」、「新風21」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、家賃、電気代、駐車場、電話代、デジカメ代などの事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連広報対策委員長としても私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(8) 村石議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「須高を愛するか」「住みよい街をつくる会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(9) 本郷一彦議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自民党松本市第二支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、電話代、ファックス代などの事務費への充当を100%しているが、政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(10) 平野議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体『平成会』自民党上田市支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、電話代、ファックス代などの事務費への充当を100%しているが、政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(11) 風間辰一議員

同議員の支部事務所には、同議員の政治団体「辰風会」と「辰風会風間辰一後援会」と自民党長野市第一支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、電話代など事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、その上、自民党長野県連党紀副委員長としても私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(12) 西沢正隆議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「むつ月会」と自民党長野市第三支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(13) 垣内基良議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と「垣内基良政治経済研究会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、電話代など事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

携帯電話は、自民党長野県連財務副委員長としても（甲C6号証の35）私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(14) 清沢英男議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「筑山会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への充当を100%しているが、政治活動もしているはずであり、政務調査費の充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員長としても、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当である。

(15) 小池清議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会「清和会」「小池建設株式会社事務所」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、自民党長野県連副幹事長であり、携帯電話は、その上、自民党長野県連広報対策副委員長としても私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は多くても4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(16) 小松稔議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、政務調査費の充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、携帯電話代への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(17) 丸山栄一議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体である「自友会」と「自民党中野市支部」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務所賃料、ファックス代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員長としても私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、多くても5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(18) 今井議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会とイマイ照明株式会社と自民党茅野

市・富士見町・原村第1支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費、事務所賃料、ファックス代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、その上、自民党長野県連遊説対策副委員長としても、私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、多くても5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(19) 高橋議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と自民党長野県下伊那第1支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所の事務所賃料、電話代等の事務費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。また、携帯電話料は、私的にも使用するはずであり、政務調査費への充当は、4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(20) 桃井進議員

同議員の支部事務所には、同議員の「桃井進後援会（キャッチボール会）」と自民党佐久支部が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、人件費、電話代等への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

2 県民クラブ・公明県議団

(1) 宮澤敏文議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と国土整備研究会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、支部事務所と国土整備研究会とは、コピー機・プリンターなどの機器使用料及び携帯電話料を2分の1按分しているが（甲C2の7）、後援会とさらに2分の1ずつ按分すべきである。

(2) 小松千万蔵議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 諏訪光昭議員

同議員の支部事務所には、同議員のすわ光昭後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(4) 太田昌孝議員

同議員の支部事務所には、同議員の「太田昌孝後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(5) 中川宏昌議員

同議員の支部事務所は、同議員の後援会活動もされており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、公明党の活動もしており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 小池議員

同議員の支部事務所には、同議員の「後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%している（24年11月から25年2月まで）が、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(7) 清水議員

同議員の支部事務所には、同議員の「後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

3 県政ながの県議団

(1) 高橋宏議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(2) 鈴木清議員

同議員の支部事務所には、同議員の「鈴木清後援会」と株式会社グローバルシステムサイエンス（代表取締役鈴木清）が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しており、事務所代金は50%充当しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 宮本衡司議員

同議員の支部事務所には、同議員の「宮本こうじ後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(4) 向山公人議員

同議員の支部事務所には、同議員の「公友会」が併設されており（甲C6号証の

1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(5) 佐々木祥二議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「祥和政経研究会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・電気代・切手代などの事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 金子ゆかり議員

同議員の支部事務所には、同議員の「金子ゆかり後援会」と政治団体「萌友会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

4 改革・緑新議員団及び改革・新風県議団

(1) 倉田竜彦議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と政治団体「長野経済研究会」と「民主市民フォーラム」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同議員は、民主党長野県連幹事長でもあり、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(2) 寺島義幸議員

同議員は、民主党長野県総支部副代表を務め、同議員の支部事務所には、同議員の「寺島よしゆき一後援会」と政治団体「蓼浅会」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務所賃料への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(3) 竹内久幸議員

同議員は、同議員の支部事務所には、同議員の「竹内久幸後援会」と政治団体「竹内久幸自治研究会(睦月会)」が併設されており(甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費事務所賃料への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(4) 野澤徹司議員

同議員の支部事務所には、同議員の「野澤てつじ後援会」と政治団体「新しい湖北の会」があり（甲C6号証の1）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件・事務費・事務所賃借料への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(5) 小島康晴議員

同議員の支部事務所には、同議員の「小島康晴後援会」と政治団体「清新会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件・事務費・事務所賃借料への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(6) 甕裕一議員

同議員の支部事務所には、同議員の「もたい裕一後援会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同議員は民主党長野県連広報局長でもあり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(7) 吉川彰一議員

同議員の支部事務所には、同議員の「吉川彰一後援会」と政治団体「下伊那地域振興フォーラム」と税理士事務所が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は5分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(8) 山岸喜昭議員

同議員の支部事務所には、同議員の「山岸よしあき後援会」と政治団体「こもろ元気の会」が併設されており（甲C6号証の1の政党・政治団体一覧表）、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(9) 堀場秀孝議員

同議員の支部事務所には、同議員の「堀場ひでたか後援会」が併設されており（甲C6号証の1）、同議員は民主党長野県総支部の県民運動局長も務め、民主党関係の宣伝がなされており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費・事務費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(10) 続木幹夫議員

同議員の支部事務所には、同議員の「つづき幹夫後援会」が併設されており（甲

C 6号証の1)、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当を100%しているが、充当は2分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。同議員は民主党長野県連市民ネット局長でもあり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(11) 中川博司議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会と社会民主党松本支部が併設されており（甲C 6号証の1）、同議員は社会民主党長野県連幹事長も務め（甲C 4の1）、民主党関係の宣伝がなされており、同県議が同事務所で雇用するパート職員の人件費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(12) 依田明善議員

同議員の支部事務所には、同議員の「依田めいぜん後援会」もあり（甲C 6号証の1）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(13) 石和大議員

同議員の支部事務所には、同議員の「石和大後援会」もあり（甲C 6号証の1）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(14) 荒井武志議員

同議員の支部事務所には、同議員の「荒井武志後援会」が併設されており（甲C 6号証の1の政党・政治団体一覧表）、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

(15) 下沢順一郎議員

同議員の支部事務所には、同議員の後援会、政治団体「風の子しもじゅんを囲む会」が併設され（甲C 6号証の1）、事務費・人件費への政務調査費の充当は3分の1が相当であり、携帯電話は、その上、私的にも使うので、政務調査費の充当は4分の1が相当であり、これ以上の充当は違法である。

第5 県政報告書への政務調査費の充当について

県政だよりなど県政報告書の印刷費、新聞折り込み代、郵送料（名古屋高裁21・9・17、旭川地裁21・10・20、東京高裁22・11・5）については、100%政務調査費から充当されている。

県政報告書は、一応、県議会の議論の内容が記載されているが、議員の皆さんが、県政報告書を作成し、配布する目的には、政務調査の目的より、県民に自分の活動を知らせ、名前を売り、選挙に有利にする目的が大きいため、議論についての記載の内容が、詳しくなく、議論の内容より、顔写真や活動写真がかなり多くなる傾向があり、また、文章より、議論の項目程度になり、議論の内容が分からないものが多い。したがって、政務調査費を充当するのは、原則として50%～80%とすべきである。中には、政務調査より、後援会目的や選挙目的が大部分となっている県政報告書もあり、

これらは、政務調査費を充当するのは、20%が相当であり、また、政務調査費を充当するのは不適切と言うものもある。

中には、政務調査費を100%充当してもよいものも一部ある。

第三 各会派の違法支出理由と額

各会派の政務調査費の違法な充当の中身と不当利得額、不法行為による損害賠償額は、以下のとおりとなる。

1 自由民主党県議団

自由民主党県議団は、別紙1の別表1-1ないし12のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙1の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、1911万5377円である。

2 県民クラブ・公明

県民クラブ公明は、別紙2の別表2-1ないし10のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙2の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金531万0088円である。

3 県政ながの

県政ながのは、別紙3の別表3-1ないし9のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙3の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金767万7414円である。

4 改革・新風

改革・新風は、別紙4の別表4-1ないし12のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙4の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金1145万9231円である。

5 日本共産党

日本共産党は、別紙5の別表5-1ないし4のとおり違法支出理由で、違法支出した。別紙5の違法支出総合計欄記載のとおり、同会派の不当利得額、不法行為による損害賠償額は、合計、金495万4278円である。

第四 怠る事実

以上のとおり、長野県知事は、自由民主党県議団らによる地方自治法100条14項、15項、及び、長野県政務調査費の交付に関する条例違反行為によって多大な損害を被っている。長野県知事阿部守一は、今現在に至るまで全く上記損害の填補のための手だてを取っていないものであり、地方自治法242条1項における「怠る事実」があると認められる。

第五 正当な理由

本件請求の中には、行為があつてから1年以上経過したものがあるが、平成24年度の政務調査費の資料が公開されたのは、平成25年6月1日であり、1年を経過したことの「正当な理由」があることは明白である。

第六 結論

よって、監査委員は、長野県知事阿部守一に、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事阿部守一は、平成24年度の政務調査費の返還として、自由民主党県議団に対し金1911万5377円を、県民クラブ・公明に対し金531万0088円を、

県政ながのに対し金767万7414円を、改革・新風に対し金1145万9231円を、日本共産党に対し金495万4278円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

添付資料（事実証明書）

1 情報公開された政務調査費資料の一部

- ① 自由民主党県議団の証拠（甲C1号証の1～169）
- ② 県民クラブ・公明の証拠（甲C2号証の1～98）（甲C2号証の10は欠番）
- ③ 県政ながのの証拠（甲C3号証の1～63）
- ④ 改革・新風の証拠（甲C4号証の1～63）
- ⑤ 日本共産党の証拠（甲C5号証の1～12）
- ⑥ 政治団体一覧表（甲C6の1）

(別記2) 監査対象機関(議会事務局)の陳述書

陳述書

1 総論

平成24年度交付の政務調査費に係る平成25年9月17日付け住民監査請求(以下「24年度分請求」という。)における監査請求人らの主張は、平成24年1月27日付け、及び同年10月10日付けの住民監査請求(以下、前者を「22年度分請求」、後者を「23年度分請求」という。)と、ほぼ同内容であることから、その際、当局から提出した陳述書の内容を以下に引用し、24年度分請求についても、各会派が、法の趣旨に基づいた条例・規程に定める使途基準に、そして充当の指針たるマニュアルに合致した執行を適時適切に行っており、監査請求人らが主張するような「怠る事実」が存在しない旨、主張する。

なお、政務調査費制度については、平成24年8月、地方自治法が改正され、同25年3月から政務活動費制度へと移行したが、24年度分請求は、政務調査費制度下の11か月分を監査対象としていることから、以下の陳述も政務調査費制度下における状況を記載した旨、補足する。

2 政務調査費制度についての基本的な考え方

政務調査費制度は、「議会の調査研究活動を活発にし、議会の審議能力を強化する。」とともに、「その使途の透明性を図り、情報公開を促進する。」観点から、平成12年の地方自治法の一部改正により創設された制度で、交付の対象、額及び交付の方法については、条例で定めることとされ、この地方自治法の規定を受けて、本県では「政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「政務調査費の交付に関する条例施行規程」(以下「規程」という。)を制定し、議会各会派に政務調査費を交付している。

議員の調査研究(政務調査)活動は、県政の政策課題・議会で審議する案件等について行う調査研究・情報収集のための活動、県民・政治家・行政関係者・民間団体等との意見交換・情報収集を行う活動、研修会や講演会の開催及び他団体が開催するそれらの会合への参加などの政務調査能力を向上させるための活動、政策や方針を立案及び発信するため、会派内・会派間において意見交換や意見調整を行う活動、県民等に対して行う広報活動、及びそれらの活動を実施するための補助的・経常的な活動など広範多岐にわたっている。

これら、広範多岐にわたる調査研究活動の範囲や政務調査費の活用については、会派及び議員の自主性・自律性を尊重することも求められている。

また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割が増大してきている中であって、地方議員についても、その主たる役割である政策形成機能や執行機関の監視機能の重要性が増してきており、その基礎となる議員の調査研究活動の領域についても拡大してきている。

一方で、議員の調査研究活動が広範であるため、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、県民の理解を得るためには、議員の日常的に行われるその他の活動(政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的な活動など)と明確に区分していくこと

が要請されている。

そこで、長野県議会においては、全国に先がけ、平成 15 年度分の政務調査費から、領収書を含む全ての証拠書類を公開するとともに、政務調査費について、より厳正な取扱いを期すため、平成 16 年度に「政務調査費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、それを基準として、政務調査費の適正な執行に努めている。現に、政務調査費の用途をめぐる社会情勢の変化や本県議会各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成 21 年 3 月にマニュアルを改正し、時代の要請にも応えてきているところである。

[参考]

○平成 22 年 4 月 12 日 最高裁判決（抜粋）

「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」

○平成 22 年 3 月 23 日 最高裁判決（抜粋）

「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」

○平成 21 年 12 月 17 日 最高裁判決（抜粋）

「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた調査研究活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」

○第 29 次地方制度調査会答申（抜粋）

- ・「本格的な地方分権時代を迎え、地方公共団体は自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければならない。（中略）地方公共団体におけるチェック機能のあり方が問われている。住民自治の根幹をなす地方議会の役割（中略）は、一層その重要性を増している。」
- ・「議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っている。（中略）地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることができる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えら

れ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。」

- ・「議会の議員は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたる。」

3 政務調査費の充当についての基本的な考え方

平成 22 年 3 月 23 日の最高裁判決においては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられている部分があることも確かである」とされている。すなわち、規程第 3 条に定める政務調査費の使途基準（以下「使途基準」という。）に合致しているか否かの判断をするに当たっては、各会派・議員の自主性・自律性及び調査研究活動に対する裁量を尊重すべきものと考ええる。

また、平成 22 年 4 月 12 日の最高裁判決においては、「会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねない」とされている。すなわち、国における立法事務費の事例にも見られる様な特殊性や秘密性を有する調査研究活動への充当についても、各会派・議員の合理的判断の範疇に属するものと考ええる。

一方、政務調査費の財源が貴重な公金であることに鑑み、条例・規程等とは異なり法的な拘束力や規範性を有しているわけではないが、政務調査費について、より厳密な取扱いを期すため、県議会の各会派が自ら判断するための指針としてマニュアルを策定したところである。さらには、政務調査費をめぐる社会情勢の変化や本県における住民訴訟の和解条項を反映するかたちで改正を加え、それを基準として政務調査費のより厳格な執行に努めている。

もとより、議員の活動は広範多岐にわたり、調査研究（政務調査）活動以外の支出も、当然、多々ある訳であるが、政務調査費の充当に当たっては、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、マニュアルに従い、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則としている。ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した場合の食卓料については、実費の把握が困難であること等から、県の旅費規程を準用して定額で充当している。また、使途基準の項目中、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により、広報費については、後援会等と共同して発行する場合には、按分して充当するものとしている。

4 住民監査請求のあった経費への充当について

(1) 会派控室における人件費・事務費等について

マニュアルでは、前述したとおり、事務費及び人件費について、調査研究活動とそれ

以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

ただし、当然ながら調査研究活動専門事務所については、事務費・人件費について、全額充当が可能であり、指摘のあった各会派は、会派控室を政党活動や後援会活動、選挙活動などの拠点として使用している実態はなく、調査研究活動の拠点として活用しており、マニュアルに従って全額充当しているところである。

(2) 陳情、要望活動、要請活動、議員団総会について

前述したとおり、調査研究（政務調査）活動は広範多岐にわたり、政治家・行政関係者等との意見交換や情報収集活動は、調査研究（政務調査）活動の一環であり、陳情、要望活動、要請活動は、マニュアルの「Ⅱ 使途基準の運用指針」に明示した「3 項目別充当指針」のうち、調査研究費に該当する。

議員団総会は、同様に、政策や方針を立案及び発信するため、会派内において意見交換を行う場であり、同じくマニュアルの「3 項目別充当指針」のうち、会議費に該当する。

社会通念上、これらの経費を按分することは想定されておらず、マニュアルでは、前述のとおり、原則、事務費・人件費及び広報費についてのみ、按分という方法を採用することとしている。

(3) 会派支部における人件費・事務費等について

会派支部は、会派に所属する議員が会派としての調査研究活動を実施する上で最も住民に近い活動拠点であり、マニュアル上も、各議員の事務所を会派の支部事務所と位置付けて政務調査費の充当を認めている。

前述したとおり、マニュアルでは、会派の調査研究活動に係る事務費（後述の事務所経費に係るものを除く。）及び人件費について、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分しがたい場合には、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとし、具体的な按分方法も示している。

また、会派支部の事務所経費については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の事務費中に「5 事務所経費」の項目を設け、「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できることを明示している。さらに、事務所で使用する光熱費、電話料金、上下水道代金及び賃借料については、事務所の形態に応じた費目別の充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を定めている。

なお、各議員（各会派支部）の活動態様や事務所の形態は一様ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

(4) 携帯電話料について

携帯電話は、同一の端末が調査研究活動とそれ以外の活動とに用いられることがありうることから、その料金については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の事務費中に

「4 通信費」の項目を設け、「2分の1を上限とし適切に按分して政務調査費を充当」と明記している。

携帯電話利用の態様は一樣ではなく、その実態に応じ、マニュアルに従った按分率により適切に充当している。

(5) 本代について

本代については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の資料購入費中に「*書籍購入代」の項目を設け、「領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付する」ことを義務づけた上で、政務調査費が充当できることを明示している。各議員は、社会通念上妥当な範囲で、マニュアルに従い、政務調査費を全額充当している。

(6) 県政だよりなど広報費について

広報紙印刷代やそれに付随する送料、新聞折込代については、マニュアルの「3 項目別充当指針」の広報費中に「1 広報紙印刷費・送料・新聞折込代」の項目を設け、「後援会等と共同して発行する（中略）場合には、按分して充当する必要がある」旨、明示している。

広報紙の発行の在り方は、実態として各会派（支部）で一樣でなく、マニュアルに従い、現に実態に応じた按分率を採用し、適切に充当している。

5 会派支部における人件費・事務費等に関する補足及び反論

平成24年12月7日付け長野県監査委員による「長野県職員に関する措置請求に係る監査結果」が引用している平成21年9月29日東京高裁判決においては、「本件各支出が（中略）調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当」としている。この考え方を本件に当てはめれば、政務調査費の充当が適法か否かの判断に当たっては、規程に定める用途基準及びマニュアルに反するか否かを基準として判断するのが妥当ということになる。

この点、用途基準及びマニュアルの内容は、23年度分請求について棄却（一部却下）した前述の監査結果以後も変更されておらず、その一方、各会派における24年度の充当の実態も23年度以前の状況と変わりはない。

すなわち、24年度分請求に係るこれらの支出への充当については、用途基準及びマニュアルには反しておらず、従って、当該充当についての違法性はないということになる。

6 まとめ

平成12年の政務調査費制度の創設以来、本県議会は、政務調査費の活用を通じ「議会の審議能力の充実強化」に努めるとともに、全国に先がけて「用途の透明性を高め、情報公開を促進」する取組を進めてきたことは、既に申し上げたとおりである。

本県議会においては、政務調査費を活用し、「長野県男女共同参画社会づくり条例」、「長野県食と農業農村振興の県民条例」、「長野県議会基本条例」、「長野県歯科保健推進条例」、そして「長野県がん対策推進条例」など、数多くの議員提案条例の制定や様々な政策提言

に努め、地域課題の実現を図ってきたところである。

その結果、議員・委員会提出の議案数は、都道府県のなかで、平成18年から21年まで4年続けて第1位を、また、全国市民オンブズマン連絡会議による情報公開ランキング（政務調査費関係）でも、平成17年から発表が行われた最終年である平成20年まで、4年続けて第1位という実績を誇っている。

また、この間、政務調査費の使途をめぐる社会情勢の変化や本県議会各会派を相手取った住民訴訟の和解条項を反映するかたちで、平成21年3月にはマニュアルを改正し、さらなる透明性の確保や使途の明確化を図り、政務調査費のより厳格な執行に努めてきたところである。

もとより、各会派による調査研究活動への政務調査費の充当は、各会派及び議員の自主性・自律性が尊重されるべきものであるが、一方で、公金からの支出でもあるため、法の趣旨に基づいた条例・規程に定める使途基準に、そして、充当の指針たるマニュアルに合致した執行を、各会派で適時適切に行っており、監査請求人が主張するような違法かつ不当な支出は存在しないものとする。

なお、監査請求人らは、22年度分請求については平成24年4月2日付けで、23年度分請求については、同12月21日付けで、それぞれの結果を不服として、長野地方裁判所に住民訴訟を提訴し、現在も係争中にある。このような状況下において、24年度交付分についても十分な立証も行わないままに、再び住民監査請求に及んだことは誠に遺憾である。

監査委員各位におかれましては、本県の政務調査費制度の運用実態に基づき、また、住民監査請求及び訴訟に至ったこれまでの経過に鑑み、ご判断を頂きますよう要望するものであります。

(別記3) 措置請求人が違法・不当と主張する支出額及び監査結果

自由民主党県議団 平成24年4月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	4月分パート日当	26,100	13,050	26,100	0
2	議員控室	会議費	団会議旅費	60,520	30,260	60,520	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	750,899	375,449	750,899	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	石田議員	人件費	4月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
6	石田議員	事務費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
7	石田議員	事務費	携帯電話料	3,780	2,520	3,780	0
8	石田議員	資料作成費	コピー機保守点検、コピー用紙代	24,232	14,539	24,232	0
9	下崎議員	人件費	4月分日当	161,000	120,750	161,000	0
10	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
11	古田議員	人件費	4月分日当	110,000	55,000	110,000	0
12	古田議員	調査研究費	ETC代金	12,000	6,000	12,000	0
13	萩原議員	人件費	4月分日当	100,000	33,333	100,000	0
14	萩原議員	事務費	電話代	4,727	1,575	4,727	0
15	萩原議員	事務費	灯油代	15,750	5,250	15,750	0
16	服部議員	事務費	携帯電話料	3,220	1,610	3,220	0
17	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,401	466	1,401	0
18	望月議員	人件費	4月分日当	75,000	37,500	75,000	0
19	望月議員	事務所費	5月分家賃、3月分電気料金	28,237	14,118	28,237	0
20	望月議員	事務費	電話料金、郵便代	2,332	1,166	2,332	0
21	望月議員	事務費	携帯電話料金	4,376	2,625	4,376	0
22	望月議員	事務費	コピーリース代	5,722	2,861	5,722	0
23	望月議員	事務費	富士ゼロックス代	4,496	2,248	4,496	0
24	望月議員	事務費	ガス料金代	945	472	945	0
25	木下議員	人件費	4月分日当	98,000	65,333	98,000	0
26	村石議員	人件費	4月分日当	50,000	16,666	50,000	0
27	村石議員	事務所費	4月分家賃、駐車料、電気料	38,157	12,718	38,157	0
28	村石議員	事務費	ワープロ用リボンセット・コピー用紙・ボールペン代	2,226	742	2,226	0
29	村石議員	事務所費	灯油代	4,791	1,596	4,791	0
30	村石議員	事務費	電話代	9,704	3,234	9,704	0
31	村石議員	事務費	郵便代	15,370	5,123	15,370	0
32	村石議員	資料作成費	デジカメプリント代	7,474	4,982	7,474	0
33	本郷議員	人件費	4月分日当	58,500	39,000	58,500	0
34	本郷議員	事務費	携帯電話料金	7,145	3,572	7,145	0
35	本郷議員	事務費	電話料金	9,987	3,329	9,987	0
36	本郷議員	事務費	ファックス用紙代	898	299	898	0
37	平野議員	人件費	4月分日当	100,000	33,333	100,000	0
38	平野議員	事務費	通信費	10,570	3,523	10,570	0
39	平野議員	事務費	ホームページメンテナンス料	55,450	18,483	55,450	0
40	風間議員	人件費	4月分日当	42,720	32,040	42,720	0
41	風間議員	事務費	ガス料金、電気代、上下水道料金、電話代	15,518	7,759	15,518	0
42	風間議員	事務費	キングファイル等事務用品費	5,216	2,608	5,216	0
43	風間議員	事務費	携帯電話料金	5,610	3,365	5,610	0
44	西沢議員	人件費	4月分日当	50,000	16,666	50,000	0
45	西沢議員	事務費	家賃代	31,500	10,500	31,500	0
46	西沢議員	事務費	灯油代	1,850	616	1,850	0
47	西沢議員	事務費	電話料	4,173	1,390	4,173	0
48	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,480	5,240	10,480	0
49	西沢議員	事務費	インターネット接続料	2,364	787	2,364	0
50	西沢議員	事務費	事務用品購入費	8,925	2,975	8,925	0
51	垣内議員	人件費	4月分日当	100,000	33,333	100,000	0
52	垣内議員	事務費	携帯電話料金	2,765	1,382	2,765	0
53	垣内議員	事務費	電気料金・電話料金	8,979	2,992	8,979	0
55	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,566	7,283	14,566	0
56	清沢議員	人件費	4月分日当	73,840	36,920	73,840	0
57	小池議員	事務費	携帯電話料	11,612	5,806	11,612	0
58	小松議員	事務費	携帯電話料	3,693	1,846	3,693	0
59	小松議員	人件費	4月分日当	21,000	10,500	21,000	0
60	丸山議員	人件費	4月分日当	56,800	42,600	56,800	0
61	丸山議員	事務費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
62	丸山議員	事務費	携帯電話料	7,523	4,513	7,523	0
63	丸山議員	事務費	ファックス用紙代	800	400	800	0
64	丸山議員	資料作成費	コピー用紙、封筒代	1,687	843	1,687	0
65	今井議員	人件費	4月分日当	37,800	18,900	37,800	0
66	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,848	924	1,848	0
67	今井議員	事務費	通信費	2,985	1,492	2,985	0
68	高橋議員	事務費	建物賃料	15,750	5,250	15,750	0
69	高橋議員	事務費	電話料	4,258	1,419	4,258	0
70	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,831	1,415	2,831	0

71	桃井議員	人件費	4月分日当	68,250	22,750	68,250	0
72	桃井議員	事務費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
73	桃井議員	事務所費	灯油代	8,612	2,870	8,612	0
74	桃井議員	事務費	電話代	4,707	1,568	4,707	0
75	桃井議員	事務費	携帯電話料	4,117	2,058	4,117	0
76	桃井議員	事務費	コピーファックス機保守料金	13,230	4,410	13,230	0
77	桃井議員	事務費	写真代	7,260	2,420	7,260	0
				2,809,004	1,393,329	2,809,004	0

自由民主党県議団 平成24年5月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料購入費	長野県職員録(各支部、会派控室)	44,200	22,100	44,200	0
2	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	9,367	4,683	9,367	0
3	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
4	議員控室	事務費	来客用茶葉代	7,690	3,845	7,690	0
5	議員控室	事務費	事務用品代	470	235	470	0
6	議員控室	事務費	電話料	12,867	6,433	12,867	0
7	議員控室	人件費	臨時職員日当	75,400	37,700	75,400	0
8	議員控室	人件費	給与・社会保険料	596,129	298,064	596,129	0
9	石田議員	人件費	5月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
10	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
11	石田議員	事務所費	携帯電話料	3,780	2,520	3,780	0
12	下崎議員	人件費	5月分日当	154,000	115,500	154,000	0
13	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
14	古田議員	人件費	5月分日当	110,000	55,000	110,000	0
15	萩原議員	事務費	電気代	3,185	1,592	3,185	0
16	萩原議員	人件費	5月分日当	100,000	33,333	100,000	0
17	萩原議員	事務費	電話代	5,220	1,740	5,220	0
18	服部議員	事務費	郵便代	13,040	4,346	13,040	0
19	服部議員	事務費	携帯電話料	3,272	1,636	3,272	0
20	服部議員	事務費	葉書代	2,000	666	2,000	0
21	服部議員	事務費	郵便代	4,425	1,475	4,425	0
22	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,356	451	1,356	0
23	服部議員	事務費	コピー代	2,940	980	2,940	0
24	望月議員	人件費	5月分日当	75,000	37,500	75,000	0
25	望月議員	事務所費	6月分家賃、4月分電気料金	27,527	13,763	27,527	0
26	望月議員	事務所費	電話料金、郵便代	7,219	3,609	7,219	0
27	望月議員	事務所費	ガス代	850	510	850	0
28	望月議員	事務所費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
29	木下議員	人件費	5月分日当	178,000	118,666	178,000	0
30	木下議員	事務所費	携帯電話料	3,350	1,675	3,350	0
31	木下議員	資料作成費	コピートナー代	10,500	3,500	10,500	0
32	村石議員	人件費	5月分日当	50,000	16,666	50,000	0
33	村石議員	事務所費	5月分家賃、駐車料、電気料、水道料	39,594	13,198	39,594	0
34	村石議員	事務所費	トナーキット代	17,850	5,950	17,850	0
35	村石議員	事務所費	郵便代	15,660	5,220	15,660	0
36	村石議員	事務所費	電話代	5,445	1,814	5,445	0
37	村石議員	事務所費	葉書100枚代	2,500	833	2,500	0
38	本郷議員	人件費	5月分日当	56,700	37,800	56,700	0
39	本郷議員	事務所費	携帯電話料金	8,972	4,486	8,972	0
40	本郷議員	事務所費	電話料金	5,929	1,976	5,929	0
41	本郷議員	事務所費	ファックス用紙代	550	183	550	0
42	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	41,612	15,862	41,612	0
43	平野議員	人件費	5月分日当	100,000	33,333	100,000	0
44	平野議員	事務所費	通信費	12,890	4,296	12,890	0
45	風間議員	人件費	5月分日当	31,200	15,600	31,200	0
46	風間議員	事務所費	ガス料金、電気代、電話代	12,983	6,491	12,983	0
47	風間議員	事務所費	事務用品費	7,830	3,915	7,830	0
48	風間議員	事務所費	携帯電話料金	5,939	3,564	5,939	0
49	西沢議員	人件費	5月分日当	50,000	16,666	50,000	0
50	西沢議員	事務所費	家賃代	31,500	10,500	31,500	0
51	西沢議員	事務所費	電気料金	2,949	983	2,949	0
52	西沢議員	事務所費	上下水道代	1,887	629	1,887	0
53	西沢議員	事務所費	携帯電話料金	10,927	5,464	10,927	0
54	西沢議員	事務所費	電話料	4,317	1,445	4,317	0
55	西沢議員	事務所費	事務用品購入費	8,925	2,975	8,925	0
56	西沢議員	事務所費	事務用品購入費	5,339	1,779	5,339	0
57	垣内議員	人件費	5月分日当	100,000	33,333	100,000	0
58	垣内議員	事務所費	携帯電話料金	2,729	1,364	2,729	0
59	垣内議員	事務所費	電気料金・電話料金	9,042	3,014	9,042	0
60	清沢議員	事務所費	携帯電話料	14,519	7,260	14,519	0
61	清沢議員	人件費	5月分日当	55,380	27,690	55,380	0
62	小池議員	事務所費	携帯電話料	11,001	5,500	11,001	0

63	小松議員	事務費	携帯電話料	3,056	1,528	3,056	0
64	小松議員	人件費	5月分日当	18,000	5,000	18,000	0
65	丸山議員	人件費	5月分日当	56,800	42,600	56,800	0
66	丸山議員	事務費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
67	丸山議員	事務費	携帯電話料	7,525	4,515	7,525	0
68	丸山議員	事務費	電話・電気代	5,641	2,820	5,641	0
69	丸山議員	事務費	事務用品代	2,207	1,103	2,207	0
70	今井議員	人件費	5月分日当	43,875	23,937	43,875	0
71	今井議員	事務費	事務用品購入費	1,627	813	1,627	0
72	今井議員	事務費	通信費	2,988	1,494	2,988	0
73	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,365	682	1,365	0
74	高橋議員	事務所費	建物賃料	15,750	5,250	15,750	0
75	高橋議員	事務費	電話料	4,720	1,574	4,720	0
76	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,976	1,488	2,976	0
77	桃井議員	人件費	5月分日当	68,250	22,750	68,250	0
78	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
79	桃井議員	事務費	灯油代	14,984	4,995	14,984	0
80	桃井議員	事務費	電話代	4,848	1,616	4,848	0
81	桃井議員	事務費	事務用品購入費	1,721	574	1,721	0
82	桃井議員	事務費	レタックス使用料	3,662	1,221	3,662	0
83	桃井議員	事務費	切手代	1,000	333	1,000	0
				2,737,772	1,352,416	2,737,772	0

自由民主党県議団 平成24年6月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	3,280	1,640	3,280	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	臨時職員日当	11,600	5,800	11,600	0
4	議員控室	人件費	給与・社会保険料	589,023	294,511	589,023	0
5	議員控室	人件費	期末勤勉手当・社会保険料	1,148,373	574,186	1,148,373	0
6	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
7	石田議員	人件費	6月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
8	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
9	石田議員	事務費	携帯電話料	3,780	2,520	3,780	0
10	下崎議員	人件費	6月分日当	158,000	118,500	158,000	0
11	下崎議員	事務費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
12	古田議員	人件費	6月分日当	110,000	55,000	110,000	0
13	萩原議員	事務費	電気代	3,185	1,592	3,185	0
14	萩原議員	人件費	6月分日当	100,000	33,333	100,000	0
15	萩原議員	事務費	電話代	8,271	2,756	8,271	0
16	萩原議員	事務費	電話代	7,140	2,380	7,140	0
17	服部議員	事務費	携帯電話料	3,377	1,688	3,377	0
18	服部議員	事務費	葉書代	5,000	1,666	5,000	0
19	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,369	456	1,369	0
20	望月議員	人件費	6月分日当	75,000	37,500	75,000	0
21	望月議員	事務所費	7月分家賃、5月分電気料金	27,434	13,717	27,434	0
22	望月議員	事務費	電話料金	2,652	1,326	2,652	0
23	望月議員	事務費	ガス代	850	425	850	0
24	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
25	望月議員	事務費	携帯電話料	4,200	2,520	4,200	0
26	木下議員	人件費	6月分日当	101,000	67,333	101,000	0
27	村石議員	人件費	6月分日当	50,000	16,666	50,000	0
28	村石議員	事務費	郵便代	16,820	5,606	16,820	0
29	村石議員	事務費	電話代	9,417	3,138	9,417	0
30	本郷議員	人件費	6月分日当	41,400	27,600	41,400	0
31	本郷議員	事務費	携帯電話料金	7,608	3,804	7,608	0
32	本郷議員	事務費	電話料金	11,755	3,918	11,755	0
33	本郷議員	事務費	エディオン料金	1,690	563	1,690	0
34	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	46,350	20,600	46,350	0
35	本郷議員	事務費	パソコンサポート代	39,000	13,000	39,000	0
36	平野議員	人件費	6月分日当	100,000	33,333	100,000	0
37	平野議員	事務費	通信費	16,390	5,463	16,390	0
38	風間議員	人件費	6月分日当	40,800	20,400	40,800	0
39	風間議員	事務費	ガス料金、電気代、電話代	6,716	3,358	6,716	0
40	風間議員	事務費	事務用品費	1,238	619	1,238	0
41	風間議員	事務費	携帯電話料金	6,260	3,755	6,260	0
42	風間議員	事務費	上下水道料金	2,545	1,272	2,545	0
43	風間議員	事務費	電話代	5,466	2,733	5,466	0
44	風間議員	事務費	郵便・切手代	28,800	14,400	28,800	0
45	西沢議員	人件費	6月分日当	50,000	16,666	50,000	0
46	西沢議員	事務費	家賃代	31,500	10,500	31,500	0
47	西沢議員	事務費	電気料金	2,807	936	2,807	0
48	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,533	5,266	10,533	0

49	西沢議員	事務費	電話料	4,425	1,475	4,425	0
50	西沢議員	事務費	郵便代	5,555	1,851	5,555	0
51	西沢議員	資料作成費	プリンターインク代	4,290	1,430	4,290	0
52	西沢議員	事務費	プロバイダー料	2,485	828	2,485	0
53	垣内議員	人件費	6月分日当	100,000	33,333	100,000	0
54	垣内議員	事務費	電気料金、電話料金	8,860	2,953	8,860	0
55	清沢議員	事務費	携帯電話料	16,421	8,210	16,421	0
56	清沢議員	人件費	6月分日当	79,520	39,760	79,520	0
57	小池議員	事務費	携帯電話料	12,032	6,016	12,032	0
58	小松議員	事務費	携帯電話料	4,607	2,303	4,607	0
59	小松議員	人件費	6月分日当	23,000	6,000	23,000	0
60	丸山議員	人件費	6月分日当	56,800	42,600	56,800	0
61	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
62	丸山議員	事務費	携帯電話料	7,523	4,514	7,523	0
63	丸山議員	事務費	電話・電気代	5,851	2,925	5,851	0
64	丸山議員	事務費	事務用品代	11,035	5,517	11,035	0
65	丸山議員	事務費	富士ゼロックストナーカートリッジ代	17,850	8,925	17,850	0
66	丸山議員	資料購入費	須坂・中野・飯山の歴史の本代	3,150	1,575	3,150	0
67	今井議員	人件費	6月分日当	40,950	20,475	40,950	0
68	今井議員	事務費	通信費	2,733	1,366	2,733	0
69	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	2,066	1,033	2,066	0
70	今井議員	事務費	通信費・光熱費	17,517	8,758	17,517	0
71	高橋議員	事務所費	建物賃料	15,750	5,250	15,750	0
72	高橋議員	事務費	電話料	4,162	1,388	4,162	0
73	高橋議員	事務費	携帯電話料	1,071	535	1,071	0
74	桃井議員	人件費	6月分日当	68,250	22,750	68,250	0
75	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
76	桃井議員	事務費	郵便代	5,400	1,800	5,400	0
77	桃井議員	事務費	電話代	4,495	1,498	4,495	0
78	桃井議員	事務費	事務用品購入費	7,166	2,388	7,166	0
79	桃井議員	資料作成費	コピー機リース料	19,110	6,370	19,110	0
80	桃井議員	事務費	切手代等	1,375	458	1,375	0
81	桃井議員	事務費	携帯電話料	5,262	1,754	5,262	0
82	桃井議員	資料作成費	コピー機使用料	4,063	1,354	4,063	0
				3,756,261	1,847,667	3,756,261	0

自由民主党県議団 平成24年7月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	45,556	22,778	45,556	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	臨時職員日当	17,400	8,700	17,400	0
4	議員控室	人件費	給与・社会保険料	537,786	268,893	537,786	0
5	議員控室	人件費	事務局職員定期健康診断料	10,415	5,207	10,415	0
6	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
7	議員控室	事務費	電話料	23,841	11,920	23,841	0
8	議員控室	事務費	来客用茶菓	7,160	3,580	7,160	0
9	議員控室	資料購入費	長野県官公庁・団体職員録	4,600	2,300	4,600	0
10	議員控室	人件費	労働保険料24年度概算納付分	78,091	39,045	78,091	0
11	石田議員	人件費	7月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
12	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
13	石田議員	事務費	携帯電話料	3,780	2,520	3,780	0
14	下崎議員	人件費	7月分日当	158,000	118,500	158,000	0
15	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
16	古田議員	人件費	7月分日当	110,000	55,000	110,000	0
17	萩原議員	事務費	電気代	2,628	876	2,628	0
18	萩原議員	人件費	7月分日当	100,000	33,333	100,000	0
19	萩原議員	事務費	電話代	4,742	1,580	4,742	0
20	萩原議員	事務費	電話代	7,140	2,380	7,140	0
21	萩原議員	調査研究費	国交省関係整備局への要望の交通費・宿泊費	48,770	48,770	48,770	0
22	服部議員	事務費	封筒代	36,750	12,250	36,750	0
23	服部議員	事務費	携帯電話料	3,430	1,715	3,430	0
24	服部議員	資料作成費	コピー用紙代	1,290	430	1,290	0
25	望月議員	人件費	7月分日当	75,000	37,500	75,000	0
26	望月議員	事務所費	8月分家賃、6月分電気料金	27,476	13,738	27,476	0
27	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
28	望月議員	事務費	切手代	2,500	1,250	2,500	0
29	望月議員	事務費	ゼロックス代	3,481	1,741	3,481	0
30	木下議員	人件費	7月分日当	74,000	49,333	74,000	0
31	村石議員	人件費	7月分日当	50,000	16,666	50,000	0
32	村石議員	事務費	郵便代	17,834	5,944	17,834	0
33	村石議員	事務費	7月分家賃、駐車料、電気料、水道料	39,950	13,317	39,950	0
34	村石議員	資料作成費	コピー用紙代	1,342	447	1,342	0
35	本郷議員	事務費	携帯電話料金	8,665	4,332	8,665	0

36	本郷議員	事務費	電話料金	6,213	2,071	6,213	0
37	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	48,049	22,299	48,049	0
38	本郷議員	人件費	7月分日当	41,400	27,600	41,400	0
39	平野議員	人件費	7月分日当	100,000	33,333	100,000	0
40	平野議員	事務費	通信費	10,840	3,613	10,840	0
41	風間議員	人件費	7月分日当	41,000	20,500	41,000	0
42	風間議員	事務費	ガス料金、電気代	6,798	3,399	6,798	0
43	風間議員	事務費	写真現像代	3,980	1,990	3,980	0
44	風間議員	事務費	携帯電話料金	6,017	3,610	6,017	0
45	風間議員	事務費	電話代	5,989	2,994	5,989	0
46	風間議員	事務費	郵便・切手代	18,010	9,005	18,010	0
47	西沢議員	人件費	7月分日当	50,000	16,666	50,000	0
48	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
49	西沢議員	事務費	電気料金	2,896	966	2,896	0
50	西沢議員	事務所費	上下水道代	2,832	944	2,832	0
51	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,477	5,239	10,477	0
52	垣内議員	人件費	7月分日当	100,000	33,333	100,000	0
53	垣内議員	事務費	電気料金	2,377	792	2,377	0
54	垣内議員	事務費	携帯電話料金・電話料金	9,772	4,886	9,772	0
55	今井議員	人件費	7月分日当	17,550	8,775	17,550	0
56	今井議員	事務費	通信費	2,786	1,393	2,786	0
57	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,365	682	1,365	0
58	高橋議員	事務所費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
59	高橋議員	事務費	電話料	4,486	1,495	4,486	0
60	高橋議員	事務費	携帯電話料	1,490	745	1,490	0
61	高橋議員	人件費	7月分日当	95,357	35,357	95,357	0
62	桃井議員	人件費	7月分日当	68,250	22,750	68,250	0
63	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
64	桃井議員	事務費	電話代	4,916	1,638	4,916	0
65	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
66	桃井議員	事務費	葉書代、切手代等	3,300	1,100	3,300	0
67	桃井議員	事務費	携帯電話料	4,117	2,058	4,117	0
68	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	2,202	734	2,202	0
69	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,177	7,588	15,177	0
70	清沢議員	人件費	7月分日当	69,580	34,790	69,580	0
71	小松議員	事務費	携帯電話料	4,963	2,481	4,963	0
72	小松議員	人件費	7月分日当	24,000	8,000	24,000	0
73	丸山議員	人件費	7月分日当	56,800	42,600	56,800	0
74	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
75	丸山議員	事務費	携帯電話料	8,134	4,880	8,134	0
76	丸山議員	事務費	電話・電気代	6,008	3,004	6,008	0
77	丸山議員	事務費	パソコンインク代	2,415	1,207	2,415	0
				2,705,836	1,338,660	2,705,836	0

自由民主党県議団 平成24年8月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	19,738	9,869	19,738	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	臨時職員日当	17,400	8,700	17,400	0
4	議員控室	人件費	給与・社会保険料	535,859	267,929	535,859	0
5	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
6	議員控室	事務費	電話料	11,464	5,732	11,464	0
7	議員控室	事務費	来客用茶葉	1,470	735	1,470	0
8	石田議員	人件費	8月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
9	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
10	石田議員	事務費	携帯電話料	3,936	2,624	3,936	0
11	下崎議員	人件費	8月分日当	158,000	118,500	158,000	0
12	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
13	古田議員	人件費	8月分日当	110,000	55,000	110,000	0
14	古田議員	広報費	県政報告掲載料	10,500	10,500	10,500	0
15	萩原議員	事務費	電気代	2,465	821	2,465	0
16	萩原議員	人件費	8月分日当	100,000	33,333	100,000	0
17	萩原議員	事務費	電話代	6,429	2,143	6,429	0
18	萩原議員	広報費	県議団だより送料	38,640	18,640	38,640	0
19	服部議員	事務費	切手代	2,500	833	2,500	0
20	服部議員	事務費	携帯電話料	3,220	1,610	3,220	0
21	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,382	460	1,382	0
22	望月議員	人件費	8月分日当	75,000	37,500	75,000	0
23	望月議員	事務所費	9月分家賃、7月分電気料金	27,715	13,857	27,715	0
24	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
25	望月議員	事務費	電話代	5,991	2,995	5,991	0
26	木下議員	人件費	8月分日当	93,000	62,000	93,000	0
27	木下議員	事務費	携帯電話料	3,243	1,621	3,243	0

28	村石議員	人件費	8月分日当	50,000	16,666	50,000	0
29	村石議員	事務費	郵便代	12,470	4,156	12,470	0
30	村石議員	事務所費	8月分家賃、駐車料、電気料、水道料	38,884	12,961	38,884	0
31	村石議員	資料作成費	コピー用紙代	1,176	392	1,176	0
32	本郷議員	事務費	携帯電話料金	8,973	4,486	8,973	0
33	本郷議員	事務費	電話料金	6,763	2,254	6,763	0
34	本郷議員	人件費	8月分日当	43,200	28,800	43,200	0
35	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	22,914	14,976	22,914	0
36	平野議員	人件費	8月分日当	100,000	33,333	100,000	0
37	平野議員	事務費	通信費	9,780	3,260	9,780	0
38	平野議員	資料作成費	コピー用紙代	14,175	4,725	14,175	0
39	風間議員	人件費	8月分日当	24,000	12,000	24,000	0
40	風間議員	事務費	ガス料金・電気代	7,860	3,930	7,860	0
41	風間議員	事務費	携帯電話料金	3,992	2,395	3,992	0
42	風間議員	事務費	電話代	6,622	3,311	6,622	0
43	風間議員	事務費	郵便・切手代	23,775	11,887	23,775	0
44	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	22,620	11,310	22,620	0
45	風間議員	事務費	事務用品購入費	2,439	1,219	2,439	0
46	西沢議員	人件費	8月分日当	50,000	16,666	50,000	0
47	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
48	西沢議員	事務費	電気料金	3,510	1,170	3,510	0
49	西沢議員	事務費	電話料	4,262	1,420	4,262	0
50	西沢議員	事務費	携帯電話料金	11,922	5,961	11,922	0
51	西沢議員	事務費	事務用品購入費	8,242	2,747	8,242	0
52	垣内議員	人件費	8月分日当	100,000	33,333	100,000	0
53	垣内議員	事務費	電気料金	2,952	983	2,952	0
54	垣内議員	事務費	携帯電話料金	2,669	1,335	2,669	0
55	垣内議員	事務費	電話料	6,640	2,213	6,640	0
56	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,294	7,647	15,294	0
57	清沢議員	人件費	8月分日当	66,740	33,370	66,740	0
58	小池議員	事務費	携帯電話料	14,035	7,017	14,035	0
59	小池議員	広報費	県政報告掲載料	21,000	21,000	21,000	0
60	小松議員	事務費	携帯電話料	4,953	2,476	4,953	0
61	小松議員	人件費	8月分日当	23,000	7,000	23,000	0
62	丸山議員	人件費	8月分日当	56,800	42,600	56,800	0
63	丸山議員	事務費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
64	丸山議員	事務費	携帯電話料	7,700	4,619	7,700	0
65	丸山議員	事務費	電話・電気代	6,368	3,184	6,368	0
66	丸山議員	事務費	ファイル購入費	1,083	541	1,083	0
67	今井議員	人件費	8月分日当	42,300	21,150	42,300	0
68	今井議員	事務費	通信費	2,680	1,340	2,680	0
69	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,365	682	1,365	0
70	今井議員	事務費	7. 8月分携帯電話料	4,915	2,949	4,915	0
71	今井議員	事務費	7・8月分電気料	4,457	2,228	4,457	0
72	今井議員	事務費	7・8月分Bフレッツハイパー インターネット代	2,730	1,365	2,730	0
73	高橋議員	事務所費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
74	高橋議員	事務費	電話料	4,568	1,522	4,568	0
75	桃井議員	人件費	8月分日当	68,250	22,750	68,250	0
76	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
77	桃井議員	事務費	電話代	5,660	1,886	5,660	0
78	桃井議員	事務費	郵便代	4,500	1,500	4,500	0
79	桃井議員	事務費	切手代	1,600	533	1,600	0
80	桃井議員	事務費	携帯電話料	4,921	2,460	4,921	0
81	桃井議員	事務費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
82	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	2,082	694	2,082	0
				2,529,456	1,263,902	2,529,456	0

自由民主党県議団 平成24年9月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金、コピー代	18,855	9,427	18,855	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	臨時職員日当	110,200	55,100	110,200	0
4	議員控室	人件費	給与・社会保険料	512,654	256,327	512,654	0
5	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
6	議員控室	事務費	電話料	12,879	6,439	12,879	0
7	議員控室	事務費	来客用茶代	5,475	2,737	5,475	0
8	議員控室	事務費	ウイルス対策セキュリティソフト代	11,930	5,965	11,930	0
9	議員控室	広報費	県議団だより印刷費	1,687,980	337,596	1,687,980	0
10	石田議員	人件費	9月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
11	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
12	石田議員	事務費	携帯電話料	3,884	2,589	3,884	0
13	下崎議員	人件費	9月分日当	161,000	120,750	161,000	0
14	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0

15	古田議員	人件費	9月分日当	110,000	55,000	110,000	0
16	萩原議員	事務費	電気代	2,706	902	2,706	0
17	萩原議員	人件費	9月分日当	100,000	33,333	100,000	0
18	萩原議員	事務費	電話代	11,759	3,919	11,759	0
19	萩原議員	広報費	県議団だより印刷代、折込み料	215,812	104,108	215,812	0
20	服部議員	事務費	携帯電話料	3,323	1,661	3,323	0
21	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,387	462	1,387	0
22	望月議員	人件費	9月分日当	75,000	37,500	75,000	0
23	望月議員	事務費	10月分家賃、8月分電気料金	27,570	13,785	27,570	0
24	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
25	望月議員	事務費	電話代	8,357	4,178	8,357	0
26	木下議員	人件費	9月分日当	74,000	49,333	74,000	0
27	木下議員	事務費	携帯電話料	3,243	1,621	3,243	0
28	村石議員	人件費	9月分日当	50,000	16,666	50,000	0
29	村石議員	事務費	郵便代	21,586	7,195	21,586	0
30	村石議員	事務費	9月分家賃、駐車料、電気料、水道料	40,298	13,432	40,298	0
31	村石議員	事務費	封筒(長3ホワイ)代	600	200	600	0
32	本郷議員	事務費	携帯電話料金	9,439	4,719	9,439	0
33	本郷議員	事務費	電話料金	5,954	1,984	5,954	0
34	本郷議員	人件費	9月分日当	37,800	25,200	37,800	0
35	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	136,785	93,315	136,785	0
36	平野議員	人件費	9月分日当	100,000	33,333	100,000	0
37	平野議員	事務費	通信費	8,230	2,743	8,230	0
38	風間議員	人件費	9月分日当	31,400	15,700	31,400	0
39	風間議員	事務費	ガス料金、電気代	7,491	3,745	7,491	0
40	風間議員	事務費	携帯電話料金	3,992	2,395	3,992	0
41	風間議員	事務費	電話代	5,412	2,706	5,412	0
42	風間議員	事務費	郵便・切手代	4,480	2,240	4,480	0
43	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	17,400	8,700	17,400	0
44	風間議員	事務費	事務用品購入費	3,162	1,581	3,162	0
45	西沢議員	人件費	9月分日当	50,000	16,666	50,000	0
46	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
47	西沢議員	事務費	電気料金	3,768	1,255	3,768	0
48	西沢議員	事務費	電話料	4,428	1,476	4,428	0
49	西沢議員	事務費	携帯電話料金	9,488	4,738	9,488	0
50	西沢議員	事務費	事務用品購入費	9,526	3,175	9,526	0
51	西沢議員	広報費	にしまさニュース印刷費	62,365	10,285	62,365	0
52	垣内議員	人件費	9月分日当	100,000	33,333	100,000	0
53	垣内議員	事務費	電気料金	2,985	995	2,985	0
54	垣内議員	事務費	携帯電話料金	2,659	1,329	2,659	0
55	垣内議員	事務費	電話料	6,692	2,230	6,692	0
56	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,222	7,611	15,222	0
57	清沢議員	人件費	9月分日当	77,390	38,695	77,390	0
58	小池議員	事務費	携帯電話料	13,859	6,929	13,859	0
59	小松議員	事務費	携帯電話料	6,386	3,193	6,386	0
60	小松議員	人件費	9月分日当	21,000	6,500	21,000	0
61	丸山議員	人件費	9月分日当	56,800	42,600	56,800	0
62	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
63	丸山議員	事務費	電話・電気代	6,538	3,269	6,538	0
64	今井議員	人件費	9月分日当	47,700	23,850	47,700	0
65	今井議員	事務費	通信費	2,327	1,163	2,327	0
66	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,365	682	1,365	0
67	高橋議員	事務費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
68	高橋議員	事務費	電話料	3,986	1,328	3,986	0
69	桃井議員	人件費	9月分日当	68,250	22,750	68,250	0
70	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
71	桃井議員	事務費	電話代	5,231	1,743	5,231	0
72	桃井議員	事務費	郵便代	9,552	3,183	9,552	0
73	桃井議員	事務費	切手代	3,175	1,058	3,175	0
74	桃井議員	事務費	携帯電話料	5,248	2,624	5,248	0
75	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
76	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	5,067	1,688	5,067	0
77	桃井議員	事務費	封筒印刷代	7,450	2,483	7,450	0
78	桃井議員	事務費	パソコンマウス代	1,440	480	1,440	0
				4,596,603	1,765,995	4,596,603	0

自由民主党県議団 平成24年10月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金、コピー代	8,708	4,354	8,708	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	669,724	334,862	669,724	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	議員控室	事務費	電話料	12,925	6,462	12,925	0

6	議員控室	広報費	ホームページドメイン・サーバー更新料	22,575	11,287	22,575	0
7	議員控室	人件費	職員健康診断料	14,643	7,321	14,643	0
8	石田議員	人件費	10月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
9	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
10	石田議員	事務費	携帯電話料	3,779	2,519	3,779	0
11	下崎議員	人件費	10月分日当	165,000	123,750	165,000	0
12	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
13	古田議員	人件費	10月分日当	110,000	55,000	110,000	0
14	萩原議員	事務費	電気代	2,718	906	2,718	0
15	萩原議員	人件費	10月分日当	100,000	33,333	100,000	0
16	萩原議員	事務費	電話代	7,145	2,385	7,145	0
17	服部議員	事務費	携帯電話料	3,270	1,635	3,270	0
18	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,429	476	1,429	0
19	服部議員	人件費	10月分日当	34,000	22,666	34,000	0
20	望月議員	人件費	10月分日当	75,000	37,500	75,000	0
21	望月議員	事務費	11月分家賃、9月分電気料金	27,459	13,729	27,459	0
22	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
23	望月議員	事務費	電話代	9,015	4,507	9,015	0
24	木下議員	人件費	10月分日当	71,000	47,333	71,000	0
25	木下議員	事務費	携帯電話料	3,243	1,621	3,243	0
26	木下議員	資料作成費	コピー機利用料金、コピー紙代	43,024	14,341	43,024	0
27	村石議員	人件費	10月分日当	50,000	16,666	50,000	0
28	村石議員	事務費	郵便料、電話料、切手代	23,865	7,955	23,865	0
29	村石議員	事務所費	10月分家賃、駐車料、電気料	38,557	12,852	38,557	0
30	村石議員	事務費	携帯電話料	3,836	1,278	3,836	0
31	本郷議員	事務費	携帯電話料金	8,847	4,423	8,847	0
32	本郷議員	事務費	電話料金	8,768	2,922	8,768	0
33	本郷議員	人件費	10月分日当	46,800	31,200	46,800	0
34	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	100,451	20,643	100,451	0
35	風間議員	人件費	10月分日当	41,600	20,800	41,600	0
36	風間議員	事務費	ガス料金・電気代	6,596	3,298	6,596	0
37	風間議員	事務費	携帯電話料金	4,119	2,471	4,119	0
38	風間議員	事務費	電話代	2,334	1,167	2,334	0
39	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	26,620	13,310	26,620	0
40	風間議員	事務費	事務用品購入費	12,394	6,197	12,394	0
41	風間議員	事務費	上下水道代	2,545	1,272	2,545	0
42	西沢議員	人件費	10月分日当	50,000	16,666	50,000	0
43	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
44	西沢議員	事務費	電気料金	3,077	1,025	3,077	0
45	西沢議員	事務費	電話料	4,424	1,474	4,424	0
46	西沢議員	事務費	携帯電話料金	13,205	6,602	13,205	0
47	西沢議員	事務費	事務用品購入費	12,988	4,329	12,988	0
48	西沢議員	広報費	にしまさニュース印刷費	40,073	6,609	40,073	0
49	垣内議員	人件費	10月分日当	100,000	33,333	100,000	0
50	垣内議員	事務費	電気料金	2,439	813	2,439	0
51	垣内議員	事務費	携帯電話料金	4,076	2,038	4,076	0
52	垣内議員	事務費	電話料	2,538	846	2,538	0
53	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,288	7,644	15,288	0
54	清沢議員	人件費	10月分日当	65,320	32,660	65,320	0
55	小池議員	事務費	事務用品購入費	6,371	2,123	6,371	0
56	小松議員	事務費	携帯電話料	5,766	2,883	5,766	0
57	小松議員	人件費	10月分日当	22,000	7,000	22,000	0
58	丸山議員	人件費	10月分日当	56,800	42,600	56,800	0
59	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
60	丸山議員	事務費	電話・電気代	6,030	3,015	6,030	0
61	丸山議員	事務費	写真代	8,120	4,060	8,120	0
62	今井議員	人件費	10月分日当	47,700	23,850	47,700	0
63	今井議員	事務費	通信費・光熱費	12,904	6,452	12,904	0
64	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,365	682	1,365	0
65	高橋議員	事務費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
66	高橋議員	事務費	電話料	4,063	1,354	4,063	0
67	桃井議員	人件費	10月分日当	68,250	22,750	68,250	0
68	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
69	桃井議員	事務費	郵便代	5,069	1,689	5,069	0
70	桃井議員	事務費	灯油代	12,171	4,057	12,171	0
71	桃井議員	事務費	携帯電話料	5,959	2,979	5,959	0
72	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
73	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	2,112	703	2,112	0
74	桃井議員	事務費	自民党県議団だより送料	23,040	4,608	23,040	0
				2,707,800	1,297,383	2,707,800	0

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	21,928	10,964	21,928	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	608,897	304,448	608,897	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	議員控室	人件費	臨時職員日当	133,400	66,700	133,400	0
6	石田議員	人件費	11月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
7	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
8	石田議員	事務費	携帯電話料	3,989	2,659	3,989	0
9	下崎議員	人件費	11月分日当	161,000	120,750	161,000	0
10	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
11	古田議員	人件費	11月分日当	110,000	55,000	110,000	0
12	萩原議員	事務費	電気代	5,349	1,783	5,349	0
13	萩原議員	人件費	11月分日当	100,000	33,333	100,000	0
14	萩原議員	事務費	電話代	7,067	2,355	7,067	0
15	服部議員	事務費	携帯電話料	3,218	1,609	3,218	0
16	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,368	455	1,368	0
17	望月議員	人件費	11月分日当	75,000	37,500	75,000	0
18	望月議員	事務所費	12月分家賃、10月分電気料金	27,459	13,729	27,459	0
19	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
20	望月議員	事務費	電話代	5,542	2,771	5,542	0
21	木下議員	人件費	11月分日当	76,000	50,666	76,000	0
22	木下議員	事務費	携帯電話料	3,243	1,621	3,243	0
23	木下議員	事務費	切手代・郵便代	4,720	1,573	4,720	0
24	村石議員	人件費	11月分日当	50,000	16,666	50,000	0
25	村石議員	事務費	郵便代、電話料、切手代	31,246	10,415	31,246	0
26	村石議員	事務所費	11月分家賃、駐車料、電気料	39,553	13,184	39,553	0
27	村石議員	事務費	灯油代・光熱費	5,968	1,989	5,968	0
28	本郷議員	事務費	携帯電話料金	8,153	4,076	8,153	0
29	本郷議員	事務費	電話料金	6,353	2,117	6,353	0
30	本郷議員	人件費	11月分日当	45,000	30,000	45,000	0
31	清沢議員	事務費	携帯電話料	15,320	7,660	15,320	0
32	清沢議員	人件費	11月分日当	68,160	34,080	68,160	0
33	小松議員	事務費	携帯電話料	5,866	2,933	5,866	0
34	小松議員	人件費	11月分日当	26,000	8,000	26,000	0
35	丸山議員	人件費	11月分日当	56,800	42,600	56,800	0
36	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
37	丸山議員	事務費	電話・電気代	5,863	2,931	5,863	0
38	丸山議員	事務費	携帯電話代	7,775	4,665	7,775	0
39	今井議員	人件費	11月分日当	46,125	23,060	46,125	0
40	今井議員	事務費	通信費	2,457	1,228	2,457	0
41	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	682	341	682	0
42	高橋議員	事務所費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
43	高橋議員	事務費	電話料	4,165	1,388	4,165	0
44	桃井議員	人件費	11月分日当	68,250	22,750	68,250	0
45	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
46	桃井議員	事務費	葉書・インクジェット代・切手代・レターパック代	5,745	1,915	5,745	0
47	桃井議員	事務費	郵便代	9,790	3,263	9,790	0
48	桃井議員	事務費	携帯電話料	7,496	3,748	7,496	0
49	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
50	桃井議員	事務費	各種保守サービス	2,660	886	2,660	0
51	平野議員	人件費	11月分日当	100,000	50,000	100,000	0
52	平野議員	事務費	通信費	9,740	4,870	9,740	0
53	風間議員	人件費	11月分日当	36,000	17,800	36,000	0
54	風間議員	事務費	ガス料金・電気代	7,977	3,988	7,977	0
55	風間議員	事務費	携帯電話料金	4,255	2,553	4,255	0
56	風間議員	事務費	電話代	6,851	3,425	6,851	0
57	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	24,400	12,200	24,400	0
58	風間議員	事務費	事務用品購入費	9,273	4,636	9,273	0
59	風間議員	資料作成費	写真代	2,544	1,908	2,544	0
60	西沢議員	人件費	11月分日当	50,000	16,666	50,000	0
61	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
62	西沢議員	事務費	電気料金	2,921	973	2,921	0
63	西沢議員	事務費	電話料	4,285	1,428	4,285	0
64	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,707	5,353	10,707	0
65	西沢議員	事務費	事務用品購入費	8,242	2,747	8,242	0
66	西沢議員	事務費	上下水道料金	2,832	944	2,832	0
67	西沢議員	広報費	郵便代	11,440	7,626	11,440	0
68	垣内議員	人件費	11月分日当	100,000	33,333	100,000	0
69	垣内議員	事務費	電気料金	2,286	762	2,286	0
70	垣内議員	事務費	携帯電話料金	4,064	2,032	4,064	0
71	垣内議員	事務費	電話料	2,538	846	2,538	0
				2,612,625	1,301,999	2,612,625	0

自由民主党県議団 平成24年12月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	25,591	12,795	25,591	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	550,529	275,264	550,529	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	議員控室	人件費	臨時職員日当	34,800	17,400	34,800	0
6	議員控室	事務費	事務用品費	55,560	27,780	55,560	0
7	議員控室	事務費	来客用茶葉代	13,425	6,712	13,425	0
8	議員控室	事務費	電話料	23,445	11,722	23,445	0
9	議員控室	資料作成費	カラーコピー代	34,605	17,302	34,605	0
10	議員控室	広報費	県議団だより印刷費	2,213,820	442,764	2,213,820	0
11	石田議員	人件費	12月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
12	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
13	石田議員	事務費	携帯電話料	3,831	2,553	3,831	0
14	下崎議員	人件費	12月分日当	164,000	123,000	164,000	0
15	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
16	古田議員	人件費	12月分日当	110,000	55,000	110,000	0
17	萩原議員	人件費	12月分日当	100,000	33,333	100,000	0
18	萩原議員	事務費	電話代	6,612	2,203	6,612	0
19	服部議員	事務費	携帯電話料	3,218	1,609	3,218	0
20	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,346	448	1,346	0
21	服部議員	人件費	12月分日当	14,300	7,150	14,300	0
22	服部議員	事務費	事務用品代	3,202	1,067	3,202	0
23	服部議員	広報費	県政通信送付料	7,477	1,213	7,477	0
24	望月議員	人件費	12月分日当	75,000	37,500	75,000	0
25	望月議員	事務所費	1月分家賃、11月分電気料金	27,442	13,721	27,442	0
26	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
27	望月議員	事務費	電話代	9,625	4,812	9,625	0
28	木下議員	人件費	12月分日当	64,000	42,666	64,000	0
29	木下議員	事務費	携帯電話料	3,243	1,621	3,243	0
30	木下議員	事務費	切手代・郵便代	3,660	1,220	3,660	0
31	木下議員	事務費	事務用品購入費、コピー用紙代	3,200	1,066	3,200	0
32	木下議員	広報費	県政報告印刷代	210,000	160,000	210,000	0
33	村石議員	人件費	12月分日当	50,000	16,666	50,000	0
34	村石議員	事務費	郵便代、電話料、郵便代	39,110	13,036	39,110	0
35	村石議員	事務所費	12月分家賃、駐車料、電気料	38,340	12,779	38,340	0
36	村石議員	事務費	灯油代・光熱費	5,364	1,788	5,364	0
37	村石議員	事務費	事務用品代	2,540	846	2,540	0
38	本郷議員	事務費	携帯電話料金	9,988	4,994	9,988	0
39	本郷議員	人件費	12月分日当	42,300	28,200	42,300	0
40	平野議員	人件費	12月分日当	100,000	33,333	100,000	0
41	風間議員	人件費	12月分日当	33,600	16,800	33,600	0
42	風間議員	事務費	ガス料金・電気代・水光熱費	14,569	7,284	14,569	0
43	風間議員	事務費	携帯電話料金	4,612	2,767	4,612	0
44	風間議員	事務費	電話代	5,827	2,928	5,827	0
45	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	37,500	18,750	37,500	0
46	風間議員	事務費	事務用品購入費	18,030	9,015	18,030	0
47	風間議員	資料作成費	写真代	4,990	3,742	4,990	0
48	西沢議員	人件費	12月分日当	50,000	16,666	50,000	0
49	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
50	西沢議員	事務費	電気料金	4,421	1,473	4,421	0
51	西沢議員	事務費	電話料	4,612	1,537	4,612	0
52	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,819	5,409	10,819	0
53	西沢議員	事務費	事務用品購入費	16,009	5,336	16,009	0
54	小池議員	事務費	携帯電話料金	15,953	7,976	15,953	0
55	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,581	7,290	14,581	0
56	清沢議員	人件費	12月分日当	74,550	37,275	74,550	0
57	清沢議員	事務費	純正インクなど事務用品購入費	5,809	1,936	5,809	0
58	小松議員	事務費	携帯電話料	5,866	2,933	5,866	0
59	小松議員	人件費	12月分日当	21,000	6,500	21,000	0
60	今井議員	人件費	12月分日当	44,775	22,387	44,775	0
61	今井議員	事務費	通信費	11,162	5,581	11,162	0
62	今井議員	事務費	光熱費	13,144	6,572	13,144	0
63	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	1,176	588	1,176	0
64	垣内議員	人件費	12月分日当	100,000	33,333	100,000	0
65	垣内議員	事務費	電気料金	2,544	847	2,544	0
66	垣内議員	事務費	携帯電話料金	4,546	2,273	4,546	0
67	垣内議員	事務費	電話料	4,224	1,408	4,224	0
68	丸山議員	人件費	12月分日当	56,800	42,600	56,800	0
69	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
70	丸山議員	事務費	電話・電気代	7,563	3,781	7,563	0

71	丸山議員	事務費	携帯電話代	8,300	4,980	8,300	0
72	丸山議員	事務費	キャノンインク代	2,385	1,192	2,385	0
73	高橋議員	事務所費	建物賃料	15,750	5,250	15,750	0
74	高橋議員	事務費	電話料	3,756	1,251	3,756	0
75	桃井議員	人件費	12月分日当	68,250	22,750	68,250	0
76	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	10,000	3,333	10,000	0
77	桃井議員	事務費	携帯電話料	7,496	3,748	7,496	0
78	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
79	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	3,432	1,143	3,432	0
80	桃井議員	事務費	灯油代・光熱費	12,454	4,151	12,454	0
81	桃井議員	事務費	電話代	12,363	4,120	12,363	0
82	桃井議員	事務費	事務用品購入費	12,520	4,173	12,520	0
				5,113,874	1,916,156	5,113,874	0

自由民主党県議団 平成25年1月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	40,129	20,064	40,129	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	11,739	5,869	11,739	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	599,270	299,635	599,270	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	議員控室	人件費	臨時職員日当	29,000	14,500	29,000	0
6	議員控室	事務費	事務用品費(パソコン代)	77,800	38,900	77,800	0
7	議員控室	事務費	電話料	2,800	1,400	2,800	0
8	議員控室	資料購入費	時刻表購入費	1,150	575	1,150	0
9	議員控室	会議費	県選出国会議員との意見交換会	63,490	31,745	63,490	0
10	下崎議員	人件費	1月分日当	161,000	120,750	161,000	0
11	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
12	古田議員	人件費	1月分日当	110,000	55,000	110,000	0
13	萩原議員	人件費	1月分日当	100,000	33,333	100,000	0
14	萩原議員	事務費	電話代	7,647	2,548	7,647	0
15	萩原議員	広報費	会報印刷代	104,500	31,350	104,500	0
16	萩原議員	広報費	会報・県議団だより折込み代	125,849	25,169	125,849	0
17	服部議員	事務費	携帯電話料	3,270	1,635	3,270	0
18	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,404	467	1,404	0
19	服部議員	人件費	1月分日当	16,500	8,250	16,500	0
20	服部議員	事務費	事務用品代	2,800	933	2,800	0
21	服部議員	広報費	県政通信印刷費・送付料	494,323	78,859	494,323	0
22	望月議員	人件費	1月分日当	75,000	37,500	75,000	0
23	望月議員	事務所費	2月分家賃、12月分電気料金	27,988	13,994	27,988	0
24	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
25	望月議員	事務費	電話代	3,058	1,529	3,058	0
26	望月議員	事務費	富士ゼロックス代	4,427	2,213	4,427	0
27	木下議員	人件費	1月分日当	58,000	38,666	58,000	0
28	木下議員	事務費	携帯電話料	1,865	932	1,865	0
29	木下議員	広報費	県政報告印刷代	40,320	30,720	40,320	0
30	村石議員	人件費	1月分日当	50,000	16,666	50,000	0
31	村石議員	事務費	電話料、郵便代、印紙代	27,330	9,110	27,330	0
32	村石議員	事務所費	1月分家賃、駐車料、電気料	40,368	13,455	40,368	0
33	村石議員	事務費	灯油代	7,226	2,408	7,226	0
34	村石議員	事務費	事務用品代	575	191	575	0
35	村石議員	事務費	郵送代	4,229	1,409	4,229	0
36	本郷議員	事務費	携帯電話料金	8,124	4,062	8,124	0
37	本郷議員	人件費	1月分日当	50,400	33,600	50,400	0
38	本郷議員	事務費	電話代	6,820	2,273	6,820	0
39	本郷議員	事務費	長野県官公庁団体職員録	4,600	3,066	4,600	0
40	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費	63,437	48,937	63,437	0
41	平野議員	人件費	1月分日当	100,000	33,333	100,000	0
42	平野議員	事務費	通信費	14,140	4,713	14,140	0
43	風間議員	人件費	1月分日当	28,800	14,400	28,800	0
44	風間議員	事務費	ガス料金、電気代、水光熱費	14,130	7,065	14,130	0
45	風間議員	事務費	携帯電話料金	5,444	2,767	5,444	0
46	風間議員	事務費	電話代	5,437	2,718	5,437	0
47	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	46,510	23,255	46,510	0
48	西沢議員	人件費	1月分日当	50,000	16,666	50,000	0
49	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
50	西沢議員	事務費	電気料金	3,857	1,285	3,857	0
51	西沢議員	事務費	電話料	4,276	1,425	4,276	0
52	西沢議員	事務費	携帯電話料金	10,857	5,428	10,857	0
53	西沢議員	事務費	事務用品購入費	8,242	2,747	8,242	0
54	西沢議員	事務費	灯油代	1,800	600	1,800	0
55	西沢議員	事務費	デジタルカメラ	6,900	2,300	6,900	0
56	垣内議員	人件費	1月分日当	100,000	33,333	100,000	0
57	垣内議員	事務費	電気料金	3,348	1,115	3,348	0

58	垣内議員	事務費	携帯電話料金	4,073	2,036	4,073	0
59	垣内議員	事務費	電話料	2,597	865	2,597	0
60	清沢議員	事務費	1月分携帯電話料	14,491	7,245	14,491	0
61	清沢議員	人件費	1月分日当	62,480	31,240	62,480	0
62	小池議員	事務費	携帯電話料金	21,750	10,875	21,750	0
63	小松議員	事務費	携帯電話料	5,866	2,933	5,866	0
64	小松議員	人件費	1月分日当	20,000	6,500	20,000	0
65	小松議員	広報費	県政報告会会場費	52,500	26,250	52,500	0
66	丸山議員	人件費	1月分日当	56,800	42,600	56,800	0
67	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
68	丸山議員	事務費	電話・電気代	8,272	4,136	8,272	0
69	丸山議員	事務費	携帯電話代	8,300	4,980	8,300	0
70	今井議員	人件費	1月分日当	44,325	22,162	44,325	0
71	今井議員	事務費	通信費	2,707	1,353	2,707	0
72	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	966	588	966	0
73	高橋議員	事務所費	建物質料	15,750	5,250	15,750	0
74	高橋議員	事務費	電話料	3,756	1,251	3,756	0
75	桃井議員	人件費	1月分日当	56,000	18,666	56,000	0
76	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	20,000	6,666	20,000	0
77	桃井議員	事務費	携帯電話料	18,147	9,073	18,147	0
78	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
79	桃井議員	事務費	各種保守サービス料	12,559	4,186	12,559	0
80	桃井議員	事務費	電話代	6,395	2,155	6,395	0
81	桃井議員	事務費	事務用品購入費	6,405	2,135	6,405	0
82	桃井議員	事務費	郵便代	19,507	6,502	19,507	0
				3,427,639	1,465,407	3,427,639	0

自由民主党県議団 平成24年2月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー機利用料金	3,280	1,640	3,280	0
2	議員控室	広報費	コンピューターシステム保守料	4,410	2,205	4,410	0
3	議員控室	人件費	給与・社会保険料	602,697	301,348	602,697	0
4	議員控室	事務費	DION接続料	2,037	1,018	2,037	0
5	議員控室	人件費	臨時職員日当	60,900	30,450	60,900	0
6	議員控室	事務費	事務用品費(インクトナー代、コピー用紙など)	142,065	71,032	142,065	0
7	議員控室	事務費	電話料	11,312	5,656	11,312	0
8	議員控室	人件費	退職手当積立金	259,200	129,600	259,200	0
9	議員控室	会議費	国会議旅費(24年6月～25年1月)	649,200	324,600	649,200	0
10	石田議員	人件費	2月分パート日当	105,689	63,413	105,689	0
11	石田議員	事務所費	事務所賃借料	75,000	45,000	75,000	0
12	石田議員	事務費	携帯電話料	4,369	2,912	4,369	0
13	下崎議員	人件費	2月分日当	161,000	120,750	161,000	0
14	下崎議員	事務所費	事務所賃借料	50,000	25,000	50,000	0
15	古田議員	人件費	2月分日当	110,000	55,000	110,000	0
16	萩原議員	人件費	2月分日当	100,000	33,333	100,000	0
17	萩原議員	事務費	電話代	4,899	1,623	4,899	0
18	萩原議員	事務費	電気代	10,940	3,646	10,940	0
19	萩原議員	事務費	灯油代	14,458	4,819	14,458	0
20	服部議員	事務費	携帯電話料	3,375	1,687	3,375	0
21	服部議員	事務費	ファックスリース代	1,363	454	1,363	0
22	服部議員	事務費	事務用品代	650	216	650	0
23	望月議員	人件費	2月分日当	75,000	37,500	75,000	0
24	望月議員	事務所費	3月分家賃、1月分電気料金	28,332	14,165	28,332	0
25	望月議員	事務費	コピー機リース代	5,722	2,861	5,722	0
26	望月議員	事務費	電話代	6,791	3,395	6,791	0
27	望月議員	広報費	ゆうないだより印刷代	329,882	121,623	329,882	0
28	木下議員	人件費	2月分日当	55,000	36,666	55,000	0
29	村石議員	人件費	2月分日当	50,000	16,666	50,000	0
30	村石議員	事務費	電話料、郵便代、切手代	26,827	8,942	26,827	0
31	村石議員	事務所費	2月分家賃、駐車料、電気料	38,515	12,838	38,515	0
32	村石議員	事務費	灯油代、光熱費	1,895	631	1,895	0
33	本郷議員	事務費	携帯電話料金	7,720	3,860	7,720	0
34	本郷議員	人件費	2月分日当	47,700	31,800	47,700	0
35	本郷議員	事務費	電話代	7,671	2,557	7,671	0
36	本郷議員	広報費	県政報告作成費、印刷費、政務調査資料作成	84,780	66,360	84,780	0
37	平野議員	人件費	2月分日当	100,000	33,333	100,000	0
38	平野議員	事務費	通信費	15,980	5,326	15,980	0
39	風間議員	人件費	2月分日当	30,000	15,000	30,000	0
40	風間議員	事務費	ガス料金、電気代、水光熱費、上下水道代	17,062	8,531	17,062	0
41	風間議員	事務費	携帯電話料金	4,440	2,663	4,440	0
42	風間議員	事務費	電話代	5,532	2,766	5,532	0
43	風間議員	事務費	政務調査資料送付費	16,240	8,120	16,240	0
44	風間議員	事務費	事務用品購入費	13,419	6,709	13,419	0

45	西沢議員	人件費	2月分日当	50,000	16,666	50,000	0
46	西沢議員	事務費	家賃代	26,500	8,833	26,500	0
47	西沢議員	事務費	電気料金	3,408	1,136	3,408	0
48	西沢議員	事務費	電話料	4,562	1,520	4,562	0
49	西沢議員	事務費	携帯電話料金	11,154	5,577	11,154	0
50	西沢議員	事務費	事務用品購入費	14,174	4,724	14,174	0
51	西沢議員	広報費	県政報告・にしまさニュース印刷費、送付料	324,858	121,216	324,858	0
52	垣内議員	人件費	2月分日当	100,000	33,333	100,000	0
53	垣内議員	事務費	電気料金	2,103	701	2,103	0
54	垣内議員	事務費	携帯電話料金	4,321	2,160	4,321	0
55	垣内議員	事務費	電話料	3,197	1,065	3,197	0
56	垣内議員	広報費	県政報告印刷費、折込み料	158,007	126,405	158,007	0
57	清沢議員	事務費	携帯電話料	14,358	7,179	14,358	0
58	清沢議員	人件費	2月分日当	75,260	37,630	75,260	0
59	小松議員	事務費	携帯電話料	5,866	2,933	5,866	0
60	小松議員	人件費	2月分日当	22,000	7,000	22,000	0
61	小松議員	広報費	県政報告印刷代・新聞折込み料	132,373	60,116	132,373	0
62	丸山議員	人件費	2月分日当	56,800	42,600	56,800	0
63	丸山議員	事務所費	事務所賃借料	40,000	20,000	40,000	0
64	丸山議員	事務費	電話・電気代	6,719	3,359	6,719	0
65	丸山議員	事務費	携帯電話代	8,697	5,218	8,697	0
66	丸山議員	広報費	県政報告印刷代・新聞折込み料	148,830	72,196	148,830	0
67	今井議員	人件費	2月分日当	42,300	21,150	42,300	0
68	今井議員	事務費	通信費・光熱費	23,941	11,970	23,941	0
69	今井議員	事務費	複合機メンテナンス代	2,092	1,046	2,092	0
70	今井議員	広報費	県政報告会案内文印刷代	40,425	20,212	40,425	0
71	今井議員	事務費	ラベルシール代	6,091	3,045	6,091	0
72	今井議員	広報費	県政報告印刷、封筒印刷、送付料、折込み代	809,125	404,562	809,125	0
73	高橋議員	事務所費	建物賃料	15,750	5,250	15,750	0
74	高橋議員	事務費	電話料	3,756	1,251	3,756	0
75	桃井議員	人件費	2月分日当	56,000	18,666	56,000	0
76	桃井議員	事務所費	事務所賃借料	20,000	6,666	20,000	0
77	桃井議員	資料作成費	カラー複合機リース料	9,555	3,185	9,555	0
				5,587,574	2,746,284	5,587,574	0

自由民主党県議団 調査研究費・会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	萩原議員	調査研究費	県建設部・商工部と意見交換の旅費	6,910	3,455	6,910	0
2	萩原議員	調査研究費	地元国会議員と意見交換の旅費	22,180	11,090	22,180	0
3	萩原議員	調査研究費	県教育委員会へ栄養教師の増員などの意見交換等	10,910	5,095	10,910	0
4	木下議員	調査研究費	県人材育成課長との協議・意見交換の旅費	7,700	3,850	7,700	0
5	木下議員	調査研究費	県観光部との協議・意見交換の旅費	7,700	3,850	7,700	0
6	本郷議員	調査研究費	諏訪地方事務所長との意見交換の旅費	6,300	3,150	6,300	0
7	本郷議員	調査研究費	山梨県産業労働部海外展開成長分野推進室長と意見交換	18,590	9,295	18,590	0
8	本郷議員	調査研究費	県スポーツ課長との意見交換の旅費	7,760	3,880	7,760	0
9	平野議員	調査研究費	県建設部長との意見交換の旅費	4,010	2,005	4,010	0
10	平野議員	調査研究費	県環境部との意見交換の旅費	5,640	2,820	5,640	0
11	垣内議員	調査研究費	道路要望についての交通費	3,600	1,800	3,600	0
12	垣内議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と地方自治についての交通費	17,760	8,880	17,760	0
13	垣内議員	調査研究費	伊那合庁にて地元要望・意見交換の交通費	1,800	900	1,800	0
14	垣内議員	調査研究費	地域経済活性化の意見交換	10,200	5,100	10,200	0
15	小松議員	会議費	自民党県議団会議の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
16	今井議員	調査研究費	県東京事務所長と企業誘致等の意見交換	15,280	7,640	15,280	0
17	今井議員	調査研究費	県信州ブランド推進室長と要望・意見交換	13,020	6,510	13,020	0
18	高橋議員	調査研究費	県道路管理課への復旧工事の要望	12,370	12,370	12,370	0
19	高橋議員	調査研究費	陸上自衛隊記念式典参加意見交換	7,320	3,660	7,320	0
20	石田議員	調査研究費	各種団体の総会出席の交通費	10,320	5,160	10,320	0
21	古田議員	調査研究費	林務部長への依頼・意見交換、国道152号線期成同盟会総会等	31,100	15,550	31,100	0
22	古田議員	調査研究費	各種団体の総会出席の交通費	30,950	15,475	30,950	0
23	木下議員	調査研究費	県農業政策課長らと農政振興等について協議の旅費	7,700	3,850	7,700	0
24	木下議員	調査研究費	飯田建設事務所長らと153号線改良促進について協議の旅費	4,200	2,100	4,200	0
25	平野議員	調査研究費	国交省道路局と直轄事業負担金について意見交換の旅費	16,280	8,140	16,280	0
26	平野議員	調査研究費	県商工労働部との意見交換等の交通費	2,820	1,410	2,820	0
27	風間議員	調査研究費	商工業の振興等につき東京への旅費	21,240	10,620	21,240	0
28	垣内議員	調査研究費	若林国会議員と地方要望の意見交換の旅費	17,760	8,880	17,760	0
29	垣内議員	調査研究費	県健康福祉部等と意見交換の旅費、宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
30	垣内議員	調査研究費	吉田国会議員と地方財政の意見交換の旅費	17,760	8,880	17,760	0
31	清沢議員	調査研究費	地域文化財調査(麻績村福満寺)への交通費	4,730	4,730	4,730	0
32	小松議員	調査研究費	県健康長寿課長等との意見交換の旅費、宿泊費等	6,226	3,113	6,226	0
33	小松議員	調査研究費	国交省道路局と直轄事業負担金について意見交換の旅費	18,080	9,040	18,080	0
34	小松議員	調査研究費	吉田参議院議員秘書・飯田建設事務所長への要望等の旅費	7,600	7,600	7,600	0
35	高橋議員	調査研究費	知事と県政の課題についての意見交換の交通費	13,970	6,985	13,970	0
36	桃井議員	調査研究費	県高校教育課との意見交換の交通費	4,250	2,125	4,250	0

37	石田議員	調査研究費	各種団体の総会出席の交通費	3,180	1,590	3,180	0
38	古田議員	調査研究費	各種団体の総会出席の交通費	45,350	22,675	45,350	0
39	萩原議員	調査研究費	県教育委員会への県立武道館建設の打合せと意見交換	8,500	5,095	8,500	0
40	萩原議員	調査研究費	県建設部への河川改修のの要望と意見交換	6,910	3,455	6,910	0
41	服部議員	調査研究費	県庁の各部への要望・懇談の旅費	5,760	2,880	5,760	0
42	望月議員	調査研究費	高校同窓会・異業種交流会での意見交換	1,590	795	1,590	0
43	望月議員	調査研究費	全国ソフトボール大会での意見交換	1,020	1,020	1,020	0
44	木下議員	調査研究費	県建設部長らとの協議意見交換の旅費	7,700	3,850	7,700	0
45	木下議員	調査研究費	県農業政策課長らとの協議意見交換の旅費	7,700	3,850	7,700	0
46	本郷議員	調査研究費	県知事への提言等の旅費	6,160	6,060	6,160	0
47	平野議員	調査研究費	県総務部との意見交換等の交通費	2,820	1,410	2,820	0
48	垣内議員	調査研究費	県建設部等と意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
49	垣内議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と地方自治についての交通費	17,760	8,880	17,760	0
50	垣内議員	調査研究費	耐震構造について意見交換の交通費	17,760	8,880	17,760	0
51	清沢議員	調査研究費	小布施ミュージアム・中島千波記念館への交通費	7,300	3,650	7,300	0
52	古田議員	調査研究費	各種団体の総会・夏祭り出席の交通費	5,100	2,550	5,100	0
53	古田議員	調査研究費	県知事への陳情等の旅費	14,700	14,700	14,700	0
54	古田議員	調査研究費	シブヤキャデットカップアーチェリー大会出席の旅費・宿泊費等	20,700	20,700	20,700	0
55	木下議員	調査研究費	副知事への要請等の旅費	11,300	11,300	11,300	0
56	平野議員	調査研究費	県建設事務所整備課長との道路整備についての交通費	6,050	3,025	6,050	0
57	風間議員	調査研究費	教育環境の整備充実等につき東京への旅費	21,560	10,780	21,560	0
58	垣内議員	調査研究費	県農政部と意見交換の旅費、宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
59	垣内議員	調査研究費	県林務部と意見交換の旅費	20,600	10,300	20,600	0
60	清沢議員	調査研究費	ポンプ操法ラッパ吹奏大会や一三三会の下見の旅費	12,680	12,680	12,680	0
61	今井議員	調査研究費	県知事への要望等の旅費	9,520	9,520	9,520	0
62	高橋議員	調査研究費	国道151号線の整備促進の提言活動の旅費	13,520	13,520	13,520	0
63	桃井議員	調査研究費	県危機管理部・建設部と意見交換等の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
64	桃井議員	調査研究費	県農政部との意見交換の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
65	清沢議員	調査研究費	県建設部長への要望についての意見交換の旅費	7,910	7,910	7,910	0
66	小松議員	調査研究費	県建設部への要望等の旅費	11,720	11,720	11,720	0
67	小松議員	調査研究費	副知事への要望等の旅費	7,840	7,840	7,840	0
68	萩原議員	調査研究費	国交省・地元国会議員らと意見交換の旅費	22,700	11,350	22,700	0
69	萩原議員	調査研究費	県知事と「消防防災についての」旅費	6,910	3,455	6,910	0
70	望月議員	調査研究費	県知事と「農業行政全般についての」旅費	5,200	2,600	5,200	0
71	木下議員	調査研究費	県農地整備課長らとの協議意見交換の旅費	7,500	3,750	7,500	0
72	木下議員	調査研究費	県総務部長らとの協議意見交換の旅費	12,050	6,025	12,050	0
73	木下議員	調査研究費	国交大臣への要請の旅費	9,800	9,800	9,800	0
74	平野議員	調査研究費	県総務部・建設部・農政部との意見交換等の交通費	8,040	4,020	8,040	0
75	垣内議員	調査研究費	都道府県会館で中部縦貫道陳情と意見交換の旅費	17,760	17,760	17,760	0
76	垣内議員	調査研究費	県建設部と国県道整備の意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
77	垣内議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と地方分権についての意見交換の交通費	17,760	8,880	17,760	0
78	垣内議員	調査研究費	県教育委員会とスポーツ振興の意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
79	垣内議員	調査研究費	県建設部と入札方式の疑義の提示と意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
80	高橋議員	調査研究費	阿南学園夏祭り入園者激励など	3,400	3,400	3,400	0
81	高橋議員	調査研究費	阿南町成人式・新成人激励など	2,700	2,700	2,700	0
82	古田議員	調査研究費	障害者スポーツ大会出席の旅費・宿泊費等	8,400	8,400	8,400	0
83	服部議員	調査研究費	県庁の各部への要望・懇談等の旅費	2,580	1,290	2,580	0
84	本郷議員	調査研究費	県秘書課と「国道158号線・中部縦貫道促進」の旅費	6,820	3,410	6,820	0
85	垣内議員	調査研究費	県知事への要望等の旅費	14,300	14,300	14,300	0
86	垣内議員	調査研究費	県建設部と要望についての意見交換の旅費・宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
87	垣内議員	調査研究費	県選出自民党国会議員と地方自治の意見交換の交通費	17,760	8,880	17,760	0
88	小池議員	調査研究費	中期総合計画についての旅費	15,400	7,700	15,400	0
89	小池議員	調査研究費	障害者スポーツ大会出席の旅費・宿泊費等	8,400	8,400	8,400	0
90	小松議員	調査研究費	県選出自民党国会議員への要望・意見交換の交通費	15,400	7,700	15,400	0
91	今井議員	調査研究費	県総務部長・企画部長との意見交換等の交通費	9,520	4,760	9,520	0
92	今井議員	調査研究費	県教育長等と要望についての意見交換の旅費・宿泊費等	9,320	9,320	9,320	0
93	桃井議員	調査研究費	建設部長らバイパス建設促進の要望・意見交換の旅費宿泊費等	9,950	4,975	9,950	0
94	桃井議員	調査研究費	障害者スポーツ大会出席の旅費	10,100	10,100	10,100	0
95	桃井議員	調査研究費	県農政課への要望・意見交換の旅費宿泊費等	9,250	9,250	9,250	0
96	古田議員	調査研究費	がん対策条例の自民党県議団の取りまとめの旅費	15,200	15,200	15,200	0
97	古田議員	調査研究費	県教育委員会課長への要望・依頼・意見交換の旅費	5,700	5,700	5,700	0
98	風間議員	調査研究費	商工業振興等につき東京都道府県会館への旅費	22,370	11,185	22,370	0
99	垣内議員	調査研究費	県庁へ道路整備についての旅費	10,300	5,150	10,300	0
100	垣内議員	調査研究費	県選出自民党吉田国会議員と地方自治の意見交換の交通費	17,760	8,880	17,760	0
101	垣内議員	調査研究費	県選出自民党若林国会議員と公共事業の意見交換の交通費	17,760	8,880	17,760	0
102	垣内議員	調査研究費	県建設部長と土木事業についての意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
103	垣内議員	調査研究費	県企業局と水力発電についての意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
104	垣内議員	調査研究費	県建設部長と道路・しか対策についての意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
105	小松議員	調査研究費	県選出自民党国会議員との意見交換の交通費	10,680	5,340	10,680	0
106	小松議員	調査研究費	県建設部長らへ県道整備促進の要望・意見交換の旅費宿泊費等	12,520	6,260	12,520	0
107	今井議員	調査研究費	県建設部長へ国道152号整備促進の提言・意見交換の旅費	9,520	4,760	9,520	0
108	高橋議員	調査研究費	県建設部長へ道路整備状況の提言・意見交換の旅費	13,490	6,745	13,490	0
109	高橋議員	調査研究費	技能五輪全国大会開会式出席の旅費	5,220	5,220	5,220	0
110	桃井議員	調査研究費	県建設部等への要望・意見交換の旅費宿泊費等	3,600	1,800	3,600	0

111	萩原議員	調査研究費	国交省・地元国会議員らと道路建設打合せ・意見交換の旅費	22,700	11,350	22,700	0
112	木下議員	調査研究費	県建設部長らと県道整備の要請・意見交換の旅費	11,600	5,800	11,600	0
113	小池議員	調査研究費	県建設部らと行政課題について意見交換の旅費	16,200	8,100	16,200	0
114	小池議員	調査研究費	県庁で中期総合計画についての意見交換の旅費	16,800	8,400	16,800	0
115	平野議員	調査研究費	県選出国会議員とエネルギー政策の意見交換の交通費	16,280	8,140	16,280	0
116	萩原議員	調査研究費	県農政部と農業農村5カ年計画の打合せ・意見交換の旅費	6,910	3,455	6,910	0
117	萩原議員	調査研究費	県スポーツ課との県立武道館打合せ・意見交換の旅費	7,710	3,855	7,710	0
118	望月議員	調査研究費	県廃棄物対策課と廃棄物対策についての旅費	5,200	2,600	5,200	0
119	望月議員	調査研究費	県建設部への要望の旅費宿泊費等	5,200	5,200	5,200	0
120	小松議員	調査研究費	県警本部交通部長らへ要望・意見交換の旅費宿泊費等	12,520	6,260	12,520	0
121	垣内議員	調査研究費	県総務部への予算要望・意見交換の旅費	10,300	10,300	10,300	0
122	垣内議員	調査研究費	県農政部との土地改良の意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
123	垣内議員	調査研究費	県建設部への地方道路の整備の意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
124	垣内議員	調査研究費	県総務部への来年度予算の意見交換の旅費	10,300	5,150	10,300	0
125	萩原議員	調査研究費	スポーツ振興議員連盟の都道府県対抗女子駅伝の旅費宿泊費等	37,088	37,088	37,088	0
126	萩原議員	調査研究費	文科省と地元国会議員に予算要望・私学振興要望の旅費宿泊費	33,590	33,590	33,590	0
127	望月議員	調査研究費	県選出国会議員に来年度要望・県政運営の意見交換の交通費	12,860	6,430	12,860	0
128	木下議員	調査研究費	県商工労働部長と工科短大建設の協議と意見交換の旅費宿泊費	15,600	7,800	15,600	0
129	木下議員	調査研究費	若林国会議員と国政での取組等の協議の交通費、宿泊費等	15,600	7,800	15,600	0
130	本郷議員	調査研究費	県環境部長との廃棄物施設の意見交換の旅費	7,760	3,880	7,760	0
131	本郷議員	調査研究費	若林外務政務官との日本外交の現況の意見交換の旅費宿泊費	21,360	21,360	21,360	0
132	本郷議員	調査研究費	自民党国会議員への来年度予算についての要望の旅費	9,360	9,360	9,360	0
133	平野議員	調査研究費	県選出国会議員と国に対する要望事項の交通費、宿泊費等	20,140	20,140	20,140	0
134	風間議員	調査研究費	県選出国会議員との要望・意見交換の交通費、宿泊費等	37,890	37,890	37,890	0
135	垣内議員	調査研究費	県建設部との建設行政の意見交換の旅費、宿泊費等	14,300	7,150	14,300	0
136	垣内議員	調査研究費	若林県選出国会議員との地域要望の意見交換の交通費	10,300	5,150	10,300	0
137	小池議員	調査研究費	県庁で中期総合計画についての意見交換の旅費	7,650	3,825	7,650	0
138	小松議員	調査研究費	県選出国会議員との国の予算・施策等の要望等の交通費宿泊費	30,080	30,080	30,080	0
139	小松議員	調査研究費	県健康福祉部長等への要望・意見交換の旅費	8,160	4,080	8,160	0
140	丸山議員	調査研究費	自民党への来年度予算・施策についての要望の旅費・宿泊費	38,820	38,820	38,820	0
141	今井議員	調査研究費	県企画課長との県総合5カ年計画の意見交換等の交通費	10,020	5,010	10,020	0
142	今井議員	調査研究費	自民党国会議員への来年度予算についての要望の旅費	24,040	24,040	24,040	0
143	高橋議員	調査研究費	消防団出初式出席の旅費	6,300	6,300	6,300	0
144	高橋議員	調査研究費	自民党国会議員への来年度予算についての要望の旅費	10,590	10,590	10,590	0
145	桃井議員	調査研究費	県建設部等との意見交換の旅費宿泊費等	10,000	5,000	10,000	0
146	古田議員	調査研究費	県林務部・商工部との県行政の意見交換の旅費	7,200	3,600	7,200	0
147	萩原議員	調査研究費	県各部との25年度予算説明と意見交換の旅費	7,980	3,990	7,980	0
148	木下議員	調査研究費	県建設部長と県道改良促進の協議と意見交換の旅費	11,600	5,800	11,600	0
				1,789,494	1,168,171	1,789,494	0

自民党県議団 合計			40,373,938	18,857,369	40,373,938	0
-----------	--	--	------------	------------	------------	---

県民クラブ・公明 本部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	資料購入費	会派用職員録	3,900	1,950	3,900	0
2	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
3	本部	事務費	通信費、コピー代	59,302	29,651	59,302	0
4	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,265	106,132	212,265	0
5	本部	広報費	ウェブサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
6	本部	事務費	通信費、コピー代	64,048	32,024	64,048	0
7	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	25,600	12,800	25,600	0
8	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,301	106,150	212,301	0
9	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
10	本部	事務費	表示用マグネット、切手、ハガキ代	4,370	2,185	4,370	0
11	本部	事務費	通信費、コピー代	88,976	44,488	88,976	0
12	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,301	106,150	212,301	0
13	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
14	本部	事務費	通信費、コピー代	73,342	36,671	73,342	0
15	本部	人件費	労働保険料	36,459	18,229	36,459	0
16	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,301	106,150	212,301	0
17	本部	事務費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
18	本部	事務費	通信費、コピー代	56,922	28,461	56,922	0
19	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	32,000	16,000	32,000	0
20	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,301	106,150	212,301	0
21	本部	人件費	夏季手当	170,000	85,000	170,000	0
22	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
23	本部	事務費	フラットファイル代	3,050	1,525	3,050	0
24	本部	事務費	通信費、コピー代	69,394	34,697	69,394	0
25	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	25,600	12,800	25,600	0
26	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,301	106,150	212,301	0
27	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
28	本部	事務費	通信費、電話代、コピー代	65,290	32,645	65,290	0

29	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	16,200	8,100	16,200	0
30	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,619	106,309	212,619	0
31	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
32	本部	事務費	フラットファイル、切手、はがき代	13,140	6,570	13,140	0
33	本部	事務費	通信費、電話代、コピー代	105,540	52,770	105,540	0
34	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,619	106,309	212,619	0
35	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
36	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	25,600	12,800	25,600	0
37	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	212,619	106,309	212,619	0
38	本部	人件費	年末手当	180,000	90,000	180,000	0
39	本部	事務費	子機つき電話機代	10,800	5,400	10,800	0
40	本部	事務費	パソコン購入代等	86,779	43,389	86,779	0
41	本部	事務費	通信費、電話代、コピー代	75,896	37,948	75,896	0
42	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	32,000	16,000	32,000	0
43	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	210,419	105,209	210,419	0
44	本部	広報費	アドソニックWEBサイト管理費	10,500	5,250	10,500	0
45	本部	事務費	テレビ周辺機器代	66,150	33,075	66,150	0
46	本部	事務費	通信費、電話代、コピー代	90,422	45,211	90,422	0
47	本部	人件費	パート日当・交通費補助費	57,600	28,800	57,600	0
48	本部	人件費	給料、交通費、社会保険料	210,419	105,209	210,419	0
49	本部	人件費	年度末手当	250,000	125,000	250,000	0
				4,225,845	2,112,916	4,225,845	0

県民クラブ・公明 大北支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	宮澤議員	事務費	24年4月から25年2月までの事務機器借料	352,000	176,000	352,000	0
2	宮澤議員	事務費	携帯電話料	7,142	3,570	7,142	0
3	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,403	3,570	8,403	0
4	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,375	4,187	8,375	0
5	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,535	4,267	8,535	0
6	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,586	4,293	8,586	0
7	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,586	4,293	8,586	0
8	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,481	4,240	8,481	0
9	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,586	4,293	8,586	0
10	宮澤議員	事務費	携帯電話料	8,586	4,293	8,586	0
11	宮澤議員	事務費	携帯電話料	10,231	5,115	10,231	0
				437,511	218,121	437,511	0

県民クラブ・公明 塩尻支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	小松議員	調査研究費	県観光部・総務部との意見交換の旅費	6,930	3,465	6,930	0
2	小松議員	調査研究費	県商工労働部・農政部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
3	小松議員	調査研究費	県信州ブランド推進室との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
4	小松議員	広報費	県政報告印刷代	119,320	35,796	119,320	0
5	小松議員	調査研究費	県農政部へ、要望等の旅費	6,240	3,120	6,240	0
6	小松議員	調査研究費	県健康福祉部等との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
7	小松議員	事務費	携帯電話料	8,505	4,252	8,505	0
8	小松議員	人件費	24年4月から25年2月分パート日当	440,000	165,000	440,000	0
9	小松議員	広報費	県政報告折込み料	61,379	18,413	61,379	0
10	小松議員	調査研究費	県観光部・農政部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
11	小松議員	調査研究費	県建設部・総務部等との意見交換の旅費	9,220	4,610	9,220	0
12	小松議員	調査研究費	県建設部・林務部等との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
13	小松議員	事務費	携帯電話料	7,866	3,933	7,866	0
14	小松議員	広報費	県政報告版下代	50,000	15,000	50,000	0
15	小松議員	調査研究費	県建設部・環境部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
16	小松議員	広報費	県政報告紙代・印刷代	179,320	53,796	179,320	0
17	小松議員	調査研究費	県建設部・教育委員会との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
18	小松議員	調査研究費	県建設部・農政部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
19	小松議員	事務費	携帯電話料	8,914	4,457	8,914	0
20	小松議員	広報費	県政報告折込み料	61,913	18,573	61,913	0
21	小松議員	調査研究費	県環境部との要望・意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
22	小松議員	調査研究費	県林務部等との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
23	小松議員	事務費	携帯電話料	6,389	3,194	6,389	0
24	小松議員	広報費	県政報告印刷代、折込み代	229,320	68,796	229,320	0
25	小松議員	事務費	携帯電話料	7,897	3,948	7,897	0
26	小松議員	調査研究費	県建設部・農政部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
27	小松議員	広報費	県政報告折込み料	61,913	18,574	61,913	0
28	小松議員	事務費	携帯電話料	8,478	4,239	8,478	0
29	小松議員	事務費	携帯電話料	7,895	3,947	7,895	0
30	小松議員	事務費	携帯電話料	6,855	3,427	6,855	0
31	小松議員	調査研究費	県林務部等との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0
32	小松議員	調査研究費	県林務部・農政部との意見交換の旅費	6,240	3,120	6,240	0

33	小松議員	事務費	携帯電話料	8,601	4,300	8,601	0
34	小松議員	調査研究費	県副知事への要望の旅費	6,240	6,240	6,240	0
35	小松議員	広報費	県政報告印刷代	228,217	68,465	228,217	0
36	小松議員	調査研究費	県企画課への要望の旅費	6,240	6,240	6,240	0
37	小松議員	調査研究費	副知事への要望の旅費	6,240	6,240	6,240	0
38	小松議員	事務費	携帯電話料	7,602	3,801	7,602	0
39	小松議員	広報費	県政報告折込み料	61,358	18,407	61,358	0
				1,693,972	590,793	1,693,972	0

県民クラブ・公明 木曾支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	村上議員	調査研究費	消防団の活動状況の調査の旅費	3,150	3,150	3,150	0
2	村上議員	調査研究費	県商工労働部での調査研究の旅費	26,640	13,320	26,640	0
3	村上議員	調査研究費	県危機管理部での調査研究の旅費	13,320	6,660	13,320	0
4	村上議員	調査研究費	県健康福祉部との調査研究の旅費	13,320	6,660	13,320	0
5	村上議員	調査研究費	県財政課・観光部・企画課との調査研究の旅費	40,670	20,335	40,670	0
6	村上議員	調査研究費	県林務部・環境部との調査研究の旅費	26,640	13,320	26,640	0
7	村上議員	広報費	県政報告の印刷代、企画代	40,104	4,010	40,104	0
8	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・林務部・商工労働部との調査研究の旅費	39,960	19,980	39,960	0
9	村上議員	調査研究費	県企画部・農政部・環境部との調査研究の旅費	39,960	19,980	39,960	0
10	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・県議会事務局・教育委員会との調査研究の旅費	39,960	19,980	39,960	0
11	村上議員	調査研究費	県企画部・商工労働部・環境部等との調査研究の旅費	53,280	26,640	53,280	0
12	村上議員	調査研究費	県林務部・商工労働部・環境部等との調査研究の旅費	66,600	33,300	66,600	0
13	村上議員	調査研究費	県健康福祉部との調査研究の旅費、宿泊費	17,320	8,660	17,320	0
14	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・議会事務局・総務部等との調査研究の旅費	79,920	39,960	79,920	0
15	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・林務部・環境部との調査研究の旅費	39,960	19,980	39,960	0
16	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・林務部・環境部等との調査研究の旅費	53,280	26,640	53,280	0
17	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・林務部・農政部等との調査研究の旅費	53,280	26,640	53,280	0
18	村上議員	調査研究費	県健康福祉部・林務部・農政部等との調査研究の旅費	39,960	19,980	39,960	0
19	村上議員	調査研究費	健康福祉部・県林務部・商工労働部等との調査研究の旅費	66,600	33,300	66,600	0
20	村上議員	調査研究費	健康福祉部・県林務部・商工労働部等との調査研究の旅費	70,600	35,300	70,600	0
21	村上議員	調査研究費	危機管理部・県林務部・商工労働部等との調査研究の旅費	53,280	26,640	53,280	0
				877,804	424,435	877,804	0

県民クラブ・公明 大町支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,135	3,067	6,135	0
2	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,000	3,000	6,000	0
3	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,394	3,197	6,394	0
4	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,832	2,916	5,832	0
5	諏訪議員	事務費	携帯電話料	5,956	2,978	5,956	0
6	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,617	3,308	6,617	0
7	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,243	3,121	6,243	0
8	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,149	3,074	6,149	0
9	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,697	3,348	6,697	0
10	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,473	3,236	6,473	0
11	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,102	3,051	6,102	0
12	諏訪議員	事務費	携帯電話料	6,268	3,134	6,268	0
				74,866	37,430	74,866	0

県民クラブ・公明 長野支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	太田議員	人件費	11カ月のパート日当	546,700	273,350	546,700	0
				546,700	273,350	546,700	0

県民クラブ・公明 松本支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	中川議員	人件費	11カ月分パート日当	546,700	273,350	546,700	0
2	中川議員	調査研究費	衆議院議員への要望等の旅費	23,180	23,180	23,180	0
3	中川議員	調査研究費	県危機管理部・健康福祉部の調査・意見交換の旅費	6,460	3,230	6,460	0
4	中川議員	調査研究費	県商工労働部の調査・意見交換の旅費	5,540	2,770	5,540	0
5	中川議員	事務費	携帯電話料	5,823	2,911	5,823	0
6	中川議員	調査研究費	県庁関係部へ県道158号線の要望と調査の旅費	5,330	2,665	5,330	0
7	中川議員	調査研究費	県大阪事務所等へ企業誘致等の調査・意見交換の旅費	44,590	22,295	44,590	0
8	中川議員	調査研究費	県庁関係部へ野生鳥獣の調査・意見交換の旅費・宿泊費	7,230	3,615	7,230	0
9	中川議員	事務費	携帯電話料	7,369	3,684	7,369	0
10	中川議員	調査研究費	県技術管理室の調査・意見交換の旅費	3,230	1,615	3,230	0
11	中川議員	調査研究費	県総務部の調査・意見交換の旅費	6,160	3,080	6,160	0
12	中川議員	事務費	携帯電話料	6,954	3,477	6,954	0

13	中川議員	事務費	携帯電話料	7,233	3,616	7,233	0
14	中川議員	調査研究費	県建設部へ通学路の調査・意見交換の旅費	6,550	3,275	6,550	0
15	中川議員	事務費	携帯電話料	7,167	3,583	7,167	0
16	中川議員	広報費	県政レポートラベルシート・印刷代・郵送用切手代	54,790	27,395	54,790	0
17	中川議員	事務費	携帯電話料	9,135	4,567	9,135	0
18	中川議員	調査研究費	県林務部・建設部・健康福祉部の調査の旅費	17,820	8,910	17,820	0
19	中川議員	事務費	携帯電話料	10,144	5,072	10,144	0
20	中川議員	広報費	県政レポートラベルシート・郵送用シール・郵送用切手代	33,350	16,675	33,350	0
21	中川議員	事務費	携帯電話料	10,097	5,048	10,097	0
22	中川議員	事務費	携帯電話料	10,097	5,048	10,097	0
				834,949	429,061	834,949	0

県民クラブ・公明 富士見支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	小池議員	事務費	携帯電話料	8,268	4,134	8,268	0
2	小池議員	調査研究費	県知事と農業問題について意見交換の旅費	9,520	4,760	9,520	0
3	小池議員	調査研究費	県総務部長と今後の職員採用等について意見交換の旅費	6,220	3,110	6,220	0
4	小池議員	事務費	携帯電話料	9,834	4,917	9,834	0
5	小池議員	事務費	携帯電話料	10,269	5,134	10,269	0
6	小池議員	調査研究費	ポンプ操法大会参加の旅費	1,620	1,620	1,620	0
7	小池議員	事務費	携帯電話料	7,946	3,973	7,946	0
8	小池議員	調査研究費	国土交通大臣就任祝う会に出席し、県内地域の要望等の旅費	9,530	9,530	9,530	0
9	小池議員	広報費	広報紙作成・校正代	29,000	14,500	29,000	0
10	小池議員	事務費	携帯電話料	10,051	5,025	10,051	0
11	小池議員	事務費	パソコン・スキャナー・プリンター使用料	12,000	6,000	12,000	0
12	小池議員	事務費	携帯電話料	12,508	6,254	12,508	0
13	小池議員	人件費	4カ月分日当	266,000	133,000	266,000	0
14	小池議員	調査研究費	県建設部へ事業促進の要望の旅費	6,340	6,340	6,340	0
15	小池議員	事務費	携帯電話料	8,510	4,255	8,510	0
16	小池議員	事務費	携帯電話料	7,345	3,672	7,345	0
17	小池議員	事務費	携帯電話料	7,345	3,672	7,345	0
18	小池議員	広報費	広報紙作成・校正代・印刷代	99,000	49,500	99,000	0
19	小池議員	調査研究費	県林務部と森づくり推進等について意見交換の旅費、宿泊費等	14,540	7,270	14,540	0
20	小池議員	調査研究費	県健康福祉部に知事要望・意見交換の旅費	11,050	11,050	11,050	0
21	小池議員	広報費	県会だより新聞折込み代	64,680	32,340	64,680	0
22	小池議員	事務費	携帯電話料	8,270	4,135	8,270	0
23	小池議員	調査研究費	県知事と高齢者クラブについて意見交換の旅費	10,650	5,325	10,650	0
24	小池議員	広報費	県会だより印刷代	70,875	35,437	70,875	0
25	小池議員	事務費	携帯電話料	7,860	3,930	7,860	0
				709,231	368,883	709,231	0

県民クラブ・公明 上田小泉支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	清水議員	事務費	携帯電話料	7,390	3,695	7,390	0
2	清水議員	人件費	11カ月分パート日当	546,700	273,350	546,700	0
3	清水議員	事務費	携帯電話料	7,390	3,695	7,390	0
4	清水議員	事務費	携帯電話料	7,390	3,695	7,390	0
6	清水議員	調査研究費	県大阪事務所等へ企業誘致等の調査・意見交換の旅費	51,940	25,970	51,940	0
7	清水議員	広報費	県議会だより印刷代	112,140	56,070	112,140	0
8	清水議員	事務費	携帯電話料	7,442	3,721	7,442	0
9	清水議員	事務費	携帯電話料	7,494	3,747	7,494	0
10	清水議員	事務費	携帯電話料	7,389	3,694	7,389	0
11	清水議員	事務費	携帯電話料	7,442	3,721	7,442	0
12	清水議員	広報費	県政だより印刷代	59,745	29,872	59,745	0
13	清水議員	広報費	県政だより印刷代、郵送代	143,530	71,765	143,530	0
14	清水議員	事務費	携帯電話料	7,389	3,694	7,389	0
				973,381	486,689	973,381	0

県民クラブ・公明 平成24年度会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	会議費	政務調査活動報告・計画、総会の交通費	46,360	23,180	46,360	0
2	本部	会議費	県外活動の総会の交通費	29,860	14,930	29,860	0
3	本部	会議費	会議用茶葉代(コーヒー)	6,780	3,390	6,780	0
4	本部	会議費	6月定例会協議の会派総会のための交通費、宿泊費等	93,730	46,865	93,730	0
5	本部	会議費	会議用茶葉(お茶)	18,900	9,450	18,900	0
6	本部	会議費	知事要望、9月定例会についての会派総会の旅費	60,520	30,260	60,520	0
7	本部	会議費	会議用茶葉代(コーヒー)	8,030	4,015	8,030	0
8	本部	会議費	11月定例会の対応、新年度予算要望等の会派総会のための交通費	44,520	22,260	44,520	0
9	本部	会議費	11月定例会の対応、新年度予算要望等の会派総会のための交通費	42,040	21,020	42,040	0
10	本部	会議費	会議用茶葉代(コーヒー)	9,280	4,640	9,280	0

11	本部	会議費	会派総会ための交通費	36,500	18,250	36,500	0
12	本部	会議費	2月定例会の対応、知事要望等の会派総会ための交通費	45,290	22,645	45,290	0
				441,810	220,905	441,810	0

県民クラブ・公明 合計				10,816,069	5,162,583	10,816,069	0
-------------	--	--	--	------------	-----------	------------	---

県政ながの 本部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	人件費	4月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分	173,374	86,687	173,374	0
2	本部	事務費	パソコン代	99,800	49,900	99,800	0
3	本部	資料購入費	長野県職員録・長野県官公庁団体職員録	7,200	3,600	7,200	0
4	本部	事務費	5月分事務費集計	39,489	19,744	39,489	0
5	本部	人件費	5月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	195,124	97,562	195,124	0
6	本部	事務費	6月分事務費集計	24,584	12,292	24,584	0
7	本部	人件費	6月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	183,214	91,607	183,214	0
8	本部	事務費	7月分事務費集計	61,073	30,536	61,073	0
9	本部	人件費	7月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・労働保険	192,735	96,367	192,735	0
10	本部	事務費	8月分事務費集計	18,989	9,494	18,989	0
11	本部	人件費	8月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分	173,404	86,702	173,404	0
12	本部	事務費	9月分事務費集計	36,692	18,346	36,692	0
13	本部	人件費	9月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	203,670	101,835	203,670	0
14	本部	事務費	10月分事務費集計	70,467	35,233	70,467	0
15	本部	人件費	10月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	185,670	92,835	185,670	0
16	本部	事務費	11月分事務費集計	125,775	62,887	125,775	0
17	本部	人件費	11月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	200,670	100,335	200,670	0
18	本部	事務費	12月分事務費集計	49,384	24,692	49,384	0
19	本部	人件費	12月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	185,670	92,835	185,670	0
20	本部	事務費	1月分事務費集計	42,921	21,460	42,921	0
21	本部	人件費	1月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	188,670	94,335	188,670	0
22	本部	事務費	2月分事務費集計	148,311	74,155	148,311	0
23	本部	人件費	2月分給与・社会保険・厚生年金事業主負担分・臨時職員給与	205,545	102,772	205,545	0
				2,812,431	1,406,211	2,812,431	0

県政ながの 長野南支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	高橋議員	事務費	携帯電話料	3,254	1,627	3,254	0
2	高橋議員	人件費	4月分パート日当	84,000	42,000	84,000	0
3	高橋議員	人件費	5月分パート日当	96,000	48,000	96,000	0
4	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,685	1,342	2,685	0
5	高橋議員	人件費	6月分パート日当	102,000	51,000	102,000	0
6	高橋議員	事務費	携帯電話料	2,643	1,321	2,643	0
7	高橋議員	広報費	県政ニュース印刷代	76,167	50,778	76,167	0
8	高橋議員	人件費	7月分パート日当	63,000	31,500	63,000	0
9	高橋議員	事務費	携帯電話料	5,578	2,789	5,578	0
10	高橋議員	広報費	県政ニュース送料	31,504	21,002	31,504	0
11	高橋議員	人件費	8月分パート日当	60,000	30,000	60,000	0
12	高橋議員	事務費	携帯電話料	6,009	3,004	6,009	0
13	高橋議員	人件費	9月分パート日当	60,000	30,000	60,000	0
14	高橋議員	事務費	携帯電話料	4,277	2,138	4,277	0
15	高橋議員	人件費	10月分パート日当	42,000	21,000	42,000	0
16	高橋議員	事務費	携帯電話料	4,662	2,331	4,662	0
17	高橋議員	人件費	11月分パート日当	51,000	25,500	51,000	0
18	高橋議員	事務費	携帯電話料	4,889	2,444	4,889	0
19	高橋議員	事務費	携帯電話料	3,317	1,658	3,317	0
20	高橋議員	人件費	12月分パート日当	75,000	37,500	75,000	0
21	高橋議員	事務費	携帯電話料	5,272	2,636	5,272	0
22	高橋議員	人件費	1月分パート日当	96,000	48,000	96,000	0
23	高橋議員	事務費	携帯電話料	6,796	3,398	6,796	0
24	高橋議員	人件費	2月分パート日当	96,000	48,000	96,000	0
				982,053	508,968	982,053	0

県政ながの 長野中央支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	鈴木議員	広報費	県政ながのだより送付料	165,145	148,631	165,145	0
2	鈴木議員	人件費	11カ月分パート日当	990,000	660,000	990,000	0
3	鈴木議員	事務費	事務所代金	341,000	113,666	341,000	0
4	鈴木議員	資料購入費	『偽装の国』『水と人類の1万年史』本代	4,784	4,784	4,784	0
5	鈴木議員	資料購入費	『奇跡を起こす見えないものを見る力』『全ては宇宙の采配』本代	2,865	2,865	2,865	0
6	鈴木議員	資料購入費	『異貌の人びと』本代	1,680	1,680	1,680	0

7	鈴木議員	資料購入費	「私の喧嘩作法」など4冊本代	5,607	5,607	5,607	0
8	鈴木議員	広報費	県政ながのだより作成費	548,100	487,200	548,100	0
				2,059,181	1,424,433	2,059,181	0

県政ながの 飯水支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	宮本議員	人件費	4月分人件費	57,950	28,975	57,950	0
2	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,789	2,394	4,789	0
3	宮本議員	人件費	5月分人件費	59,850	29,925	59,850	0
4	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,441	2,220	4,441	0
5	宮本議員	人件費	6月分パート日当	57,000	28,500	57,000	0
6	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,332	2,666	5,332	0
7	宮本議員	人件費	7月分パート日当	57,950	28,975	57,950	0
8	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,610	2,305	4,610	0
9	宮本議員	資料購入費	「ペールを脱いだ日本古代史」「世界が語る大東亜戦争…」本代	3,570	3,570	3,570	0
10	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,706	2,353	4,706	0
11	宮本議員	広報費	県政ながのだより印刷代	244,387	90,037	244,387	0
12	宮本議員	広報費	県政ながのだより新聞折込み料	24,488	9,021	24,488	0
13	宮本議員	人件費	8月分パート日当	55,100	27,550	55,100	0
14	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,427	2,213	4,427	0
15	宮本議員	人件費	9月分パート日当	52,725	26,362	52,725	0
16	宮本議員	資料購入費	「それでも日本経済はさ界最強という真実」など11冊本代	11,949	11,949	11,949	0
17	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,562	2,281	4,562	0
18	宮本議員	人件費	10月分パート日当	59,850	29,925	59,850	0
19	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,933	2,466	4,933	0
20	宮本議員	人件費	11月分パート日当	57,000	28,500	57,000	0
21	宮本議員	事務費	携帯電話料	5,101	2,550	5,101	0
22	宮本議員	人件費	12月分パート日当	54,150	27,075	54,150	0
23	宮本議員	広報費	県政ながの飯水支部だより印刷代・折込み代	267,956	96,920	267,956	0
24	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,427	2,213	4,427	0
25	宮本議員	人件費	1月分パート日当	54,150	27,075	54,150	0
26	宮本議員	資料購入費	本代	3,000	3,000	3,000	0
27	宮本議員	事務費	携帯電話料	4,819	2,409	4,819	0
28	宮本議員	人件費	2月分パート日当	57,950	28,975	57,950	0
				1,231,172	552,404	1,231,172	0

県政ながの 伊那支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	向山議員	事務費	携帯電話料	4,242	2,121	4,242	0
2	向山議員	人件費	4月分人件費	101,650	50,825	101,650	0
3	向山議員	人件費	5月分人件費	114,950	57,475	114,950	0
4	向山議員	事務費	携帯電話料	4,413	2,206	4,413	0
5	向山議員	人件費	6月分人件費	114,950	57,475	114,950	0
6	向山議員	事務費	携帯電話料	4,625	2,312	4,625	0
7	向山議員	人件費	7月分人件費	121,600	60,800	121,600	0
8	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
9	向山議員	人件費	8月分パート日当	109,250	54,625	109,250	0
10	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
11	向山議員	人件費	9月分パート日当	107,350	53,675	107,350	0
12	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
13	向山議員	人件費	10月分パート日当	109,250	54,625	109,250	0
14	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
15	向山議員	人件費	11月分パート日当	122,550	61,275	122,550	0
17	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
18	向山議員	人件費	12月分パート日当	95,950	47,975	95,950	0
19	向山議員	広報費	県政ながの企画、印刷代折込み料、送付料	422,778	311,521	422,778	0
20	向山議員	事務費	携帯電話料	4,624	2,312	4,624	0
21	向山議員	人件費	1月分パート日当	85,500	42,750	85,500	0
22	向山議員	事務費	携帯電話料	4,781	2,390	4,781	0
23	向山議員	人件費	2月分パート日当	101,650	50,825	101,650	0
				1,653,233	926,747	1,653,233	0

県政ながの 駒ヶ根支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	佐々木議員	事務費	電気代	9,333	3,111	9,333	0
2	佐々木議員	人件費	4月分人件費	98,500	65,666	98,500	0
3	佐々木議員	人件費	5月分人件費	97,000	64,666	97,000	0
4	佐々木議員	事務費	電気代	6,864	2,288	6,864	0
5	佐々木議員	広報費	県政報告会会場費	21,750	4,350	21,750	0
6	佐々木議員	資料購入費	「長野県職員録」「ガイヤシンフォニー…DVD」等本9冊代	15,905	15,905	15,905	0

7	佐々木議員	事務費	キヤノンプリンターインク代	2,490	830	2,490	0
8	佐々木議員	人件費	6月分人件費	100,000	66,666	100,000	0
9	佐々木議員	広報費	県政報告会書送付の切手代	12,490	5,055	12,490	0
10	佐々木議員	人件費	7月分人件費	99,000	66,000	99,000	0
11	佐々木議員	事務費	5月～7月コピー代・プリンターラベル代	24,490	8,190	24,490	0
12	佐々木議員	人件費	8月分人件費	99,000	66,000	99,000	0
13	佐々木議員	人件費	9月分人件費	100,000	66,666	100,000	0
14	佐々木議員	事務費	コピー代	4,727	1,575	4,727	0
15	佐々木議員	事務費	電気代	4,353	1,450	4,353	0
16	佐々木議員	人件費	10月分人件費	100,000	66,666	100,000	0
17	佐々木議員	人件費	11月分人件費	98,000	65,333	98,000	0
18	佐々木議員	事務費	切手代	11,015	3,671	11,015	0
19	佐々木議員	事務費	電気代	10,405	3,468	10,405	0
20	佐々木議員	人件費	12月分人件費	100,000	66,666	100,000	0
21	佐々木議員	広報費	県政報告会報印刷代	149,782	44,934	149,782	0
22	佐々木議員	人件費	1月分人件費	85,000	56,666	85,000	0
23	佐々木議員	人件費	2月分人件費	83,000	55,333	83,000	0
				1,333,104	801,155	1,333,104	0

県政ながの 諏訪支部

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	金子議員	広報費	県政報告会開催の会場費、看板作成・県政報告作成代等	34,010	16,205	34,010	0
2	金子議員	事務費	インクカートリッジ代等	1,732	576	1,732	0
3	金子議員	事務費	携帯電話料	5,289	2,644	5,289	0
4	金子議員	事務費	コピー機リース代	4,735	1,578	4,735	0
5	金子議員	事務費	電気代	2,277	759	2,277	0
6	金子議員	人件費	4月分人件費	66,725	44,483	66,725	0
7	金子議員	広報費	県政報告会新聞広告費等	18,900	9,450	18,900	0
8	金子議員	事務費	5月分事務費(携帯電話代を除く)	22,749	7,583	22,749	0
9	金子議員	事務費	携帯電話料	8,007	4,003	8,007	0
10	金子議員	人件費	5月分人件費	90,525	60,350	90,525	0
11	金子議員	広報費	県政長野諏訪支部だより送料	3,774	1,722	3,774	0
12	金子議員	事務費	6月分事務費	28,265	9,423	28,265	0
13	金子議員	人件費	6月分人件費	104,550	69,700	104,550	0
14	金子議員	事務費	7月分事務費	23,033	7,677	23,033	0
15	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」編集費、送料、印刷代	34,296	24,208	34,296	0
16	金子議員	人件費	7月分人件費	104,125	69,416	104,125	0
17	金子議員	事務費	8月分事務費	33,583	11,194	33,583	0
18	金子議員	人件費	8月分人件費	74,800	49,866	74,800	0
19	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」送料	6,915	4,881	6,915	0
20	金子議員	人件費	9月分人件費	100,300	66,866	100,300	0
21	金子議員	事務費	9月分事務費	23,285	7,761	23,285	0
22	金子議員	事務費	10月分事務費	39,930	13,310	39,930	0
23	金子議員	人件費	10月分人件費	124,525	83,016	124,525	0
24	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」作成費	16,000	11,000	16,000	0
25	金子議員	事務費	11月分事務費	35,106	11,702	35,106	0
26	金子議員	広報費	県政報告会新聞広告費等	48,279	24,139	48,279	0
27	金子議員	広報費	県政報告会お知らせ送料	9,600	4,800	9,600	0
28	金子議員	人件費	11月分人件費	98,600	65,733	98,600	0
29	金子議員	事務費	12月分事務費	28,072	9,357	28,072	0
30	金子議員	人件費	12月分人件費	69,275	46,183	69,275	0
31	金子議員	広報費	「ゆかりんの県政報告」編集校正代	17,000	12,000	17,000	0
32	金子議員	事務費	1月分事務費	34,983	11,661	34,983	0
33	金子議員	人件費	1月分人件費	124,100	82,733	124,100	0
35	金子議員	事務費	2月分事務費	41,043	13,680	41,043	0
36	金子議員	人件費	2月分人件費	87,125	58,083	87,125	0
				1,565,513	917,742	1,565,513	0

県政ながの 24年度分調査研究費・会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	本部	会議費	会派総会旅費	33,700	16,850	33,700	0
2	本部	会議費	会派総会旅費	19,020	9,510	19,020	0
3	本部	会議費	会派総会旅費・勉強会旅費	9,520	4,760	9,520	0
4	本部	会議費	会派総会旅費・勉強会旅費	13,900	6,950	13,900	0
5	鈴木議員	調査研究費	小学校入学式出席と意見聴取の旅費	4,580	4,580	4,580	0
6	宮本議員	調査研究費	早起き野球連盟開会式等出席と意見交換	11,450	5,725	11,450	0
7	宮本議員	調査研究費	長野県ポンプ操法大会参加と懇談の旅費	9,640	9,640	9,640	0
8	佐々木議員	調査研究費	県建設部へ153号国道の要望意見書提出などの旅費	4,000	4,000	4,000	0
9	佐々木議員	調査研究費	国会議員と新エネルギー対策等の調査研究の旅費・宿泊費	32,690	16,345	32,690	0
10	金子議員	調査研究費	県建設部長等に対し要望の旅費	9,700	9,700	9,700	0
11	金子議員	調査研究費	各団体の新年会・表彰式出席の旅費	45,380	45,380	45,380	0

12	向山議員	調査研究費	副知事への要望等の旅費	10,850	10,850	10,850	0
13	向山議員	調査研究費	JR東海とリニア新幹線につき、要望と懇談の旅費	4,600	2,300	4,600	0
14	向山議員	調査研究費	会派内で、24年度の重点課題の意見交換の旅費	10,500	10,500	10,500	0
15	向山議員	調査研究費	技能5輪全国大会への旅費	5,500	5,500	5,500	0
16	向山議員	調査研究費	国会議員と国の財政状況の課題について意見交換	10,150	5,075	10,150	0
17	向山議員	調査研究費	総務省等に意見交換等の旅費	19,230	9,615	19,230	0
18	向山議員	調査研究費	県建設部への要望等の旅費	10,500	10,500	10,500	0
19	向山議員	調査研究費	国会議員・厚労省等に要望・意見交換等の旅費	16,220	8,110	16,220	0
				281,130	195,890	281,130	0

県政ながの 合計				11,917,817	6,733,550	11,917,817	0
----------	--	--	--	------------	-----------	------------	---

改革・新風 平成24年4月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	216,850	108,425	216,850	0
2	議員控室	人件費	給与	153,500	76,750	153,500	0
3	議員控室	事務費	消耗品の購入(テプラテープカートリッジ等)	31,500	15,750	31,500	0
4	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,127	1,563	3,127	0
5	倉田議員	事務費	事務所ガス代、事務所電話代	3,744	1,248	3,744	0
6	寺島議員	人件費	4月分日当	109,500	73,000	109,500	0
7	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
8	竹内議員	事務費	プリンター用インク代	4,158	1,386	4,158	0
9	竹内議員	広報費	県政報告折込み料	100,089	20,017	100,089	0
10	竹内議員	事務費	電話代	2,769	923	2,769	0
11	野沢議員	事務費	事務所賃料	25,157	8,385	25,157	0
12	野沢議員	事務費	コピー機リース代、電話代、FAX代、電気代、上下水道代	18,640	6,213	18,640	0
13	小島議員	事務費	プリンターインク代、コピー用紙代	2,834	944	2,834	0
14	下澤議員	広報費	県政報告折込み料	137,092	27,418	137,092	0
15	齋議員	事務費	携帯電話料	6,512	3,256	6,512	0
16	吉川議員	事務費	切手代	6,600	3,300	6,600	0
17	吉川議員	事務費	文具代	1,619	809	1,619	0
18	吉川議員	広報費	県政報告印刷配布料	195,840	58,752	195,840	0
19	山岸議員	人件費	4月分日当	124,950	83,300	124,950	0
20	山岸議員	広報費	県政報告送付代	23,935	4,787	23,935	0
21	山岸議員	事務費	電話代・FAX代	4,223	1,407	4,223	0
22	荒井議員	事務費	携帯電話料	4,094	2,047	4,094	0
23	荒井議員	事務費	電話代	7,148	2,381	7,148	0
24	荒井議員	事務費	電気代	1,759	586	1,759	0
25	堀場議員	事務費	コピー代	9,752	3,250	9,752	0
26	堀場議員	事務費	電話代	5,410	1,803	5,410	0
27	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,629	1,314	2,629	0
28	続木議員	人件費	4月分日当	68,000	34,000	68,000	0
29	続木議員	広報費	県政報告折込み代	61,967	12,393	61,967	0
30	依田議員	広報費	県政報告折込み代	4,473	894	4,473	0
31	石和議員	広報費	県政報告配布料	28,098	5,620	28,098	0
				1,400,969	573,587	1,400,969	0

改革・新風 平成24年5月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	370,350	185,175	370,350	0
2	議員控室	事務費	4月分プリント料	10,845	5,423	10,845	0
3	議員控室	広報費	ホームページ制作料、管理料	31,500	15,750	31,500	0
4	議員控室	事務費	線路検索ソフト更新代	8,400	4,200	8,400	0
5	議員控室	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
6	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,022	4,511	9,022	0
7	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,373	1,685	3,373	0
8	倉田議員	事務費	携帯電話料	2,045	1,022	2,045	0
9	倉田議員	事務費	事務所ガス代	2,479	826	2,479	0
10	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
11	寺島議員	事務費	携帯電話料	10,916	5,458	10,916	0
12	寺島議員	人件費	5月分日当	66,000	44,000	66,000	0
13	竹内議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
14	竹内議員	事務費	電話代	3,010	1,003	3,010	0
15	野沢議員	事務費	コピー機リース代、事務所賃借料、電話代、FAX代、電気代	41,463	13,821	41,463	0
16	齋議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
17	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,699	8,819	14,699	0
18	吉川議員	人件費	4月分日当	87,675	65,756	87,675	0
19	吉川議員	事務費	切手代	7,025	3,512	7,025	0
20	吉川議員	広報費	県政報告送付料	94,290	18,858	94,290	0
21	山岸議員	事務費	携帯電話料	14,618	7,309	14,618	0

22	山岸議員	事務費	事務所賃借料、電話代、FAX代、電気代	44,652	14,884	44,652	0
23	山岸議員	広報費	県政レポート印刷費	152,082	92,582	152,082	0
24	荒井議員	資料購入費	「続娯捨て山の文学」本代	3,990	3,990	3,990	0
25	堀場議員	事務費	コピー機使用料、ガス代、電話、電気代	21,559	6,118	21,559	0
26	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,596	1,798	3,596	0
27	堀場議員	人件費	4月分日当	90,000	60,000	90,000	0
28	続木議員	事務費	携帯電話料	5,411	2,705	5,411	0
29	続木議員	人件費	5月分日当	80,000	40,000	80,000	0
30	依田議員	広報費	県政報告印刷配布料・折込み料	175,602	52,680	175,602	0
31	石和議員	事務費	携帯電話料	5,893	2,946	5,893	0
				1,403,295	680,397	1,403,295	0

改革・新風 平成24年6月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	370,350	185,175	370,350	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	封筒印刷代	17,850	8,925	17,850	0
4	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,492	4,746	9,492	0
5	議員控室	事務費	電話台購入代	5,512	2,756	5,512	0
6	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,000	1,500	3,000	0
7	議員控室	事務費	PPC用紙など	22,730	11,365	22,730	0
8	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,636	1,818	3,636	0
9	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	7,992	2,664	7,992	0
10	寺島議員	人件費	6月分日当	103,500	69,000	103,500	0
11	寺島議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
12	竹内議員	事務費	電話代	3,357	1,119	3,357	0
13	野沢議員	事務費	コピーファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
14	野沢議員	事務費	事務所賃料、電気代、下水道代、共益費	36,973	12,325	36,973	0
15	野沢議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
16	小島議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
17	下澤議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
18	吉川議員	広報費	県政報告春号折込み代	53,057	10,611	53,057	0
19	吉川議員	人件費	5月分日当	111,300	73,631	111,300	0
20	吉川議員	事務費	携帯電話料	15,585	9,351	15,585	0
21	吉川議員	事務費	切手代	5,550	2,775	5,550	0
22	吉川議員	事務費	封筒代	19,425	9,712	19,425	0
23	吉川議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
24	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	65,979	21,993	65,979	0
25	山岸議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
26	山岸議員	人件費	5月分日当	130,900	87,266	130,900	0
27	荒井議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
28	堀場議員	事務費	携帯電話料	6,217	3,108	6,217	0
29	堀場議員	事務費	文具代	3,627	1,209	3,627	0
30	堀場議員	人件費	5月分日当	104,000	69,333	104,000	0
31	続木議員	資料購入費	長野県職員録代	2,600	1,300	2,600	0
32	続木議員	人件費	6月分日当	72,000	36,000	72,000	0
33	中川議員	広報費	県政報告配達料	106,120	21,224	106,120	0
34	中川議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
35	依田議員	事務費	携帯電話料	4,954	2,477	4,954	0
36	石和議員	資料購入費	長野県職員録代	1,300	650	1,300	0
37	石和議員	事務費	携帯電話料	7,206	3,603	7,206	0
				1,356,037	682,261	1,356,037	0

改革・新風 平成24年7月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	5・6月分社会保険料事業主負担金分、労働保険料	155,245	77,622	155,245	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理費	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	人件費	給与	378,590	189,295	378,590	0
4	議員控室	事務費	6月分電話代、ファックス代	8,743	4,371	8,743	0
5	議員控室	事務費	6月プリント代	41,374	20,687	41,374	0
6	議員控室	事務費	インターネット接続料	3,566	1,783	3,566	0
7	倉田議員	事務費	携帯電話料	2,712	1,356	2,712	0
8	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	7,408	2,468	7,408	0
9	寺島議員	人件費	7月分日当	75,000	50,000	75,000	0
10	寺島議員	事務費	6、7月分携帯電話料	14,196	7,098	14,196	0
11	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
12	竹内議員	事務費	プリンターインク代	7,843	2,614	7,843	0
13	竹内議員	事務費	ノートパソコン代	91,370	60,913	91,370	0
14	竹内議員	事務費	電話代	3,446	1,148	3,446	0
15	野沢議員	事務費	コピーファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
16	野沢議員	事務費	事務所賃料・電気代・ファックス代・共益費	36,268	12,089	36,268	0
17	小島議員	広報費	県政報告夏号印刷代	226,800	45,360	226,800	0

18	齋議員	事務費	6・7月分携帯電話料、インターネット接続料	18,856	9,428	18,856	0
19	吉川議員	人件費	6月分日当	95,025	61,031	95,025	0
20	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,297	8,578	14,297	0
21	吉川議員	事務費	切手代・葉書代	6,350	3,175	6,350	0
22	吉川議員	事務費	A4用紙代・文具代	2,225	1,112	2,225	0
23	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	42,157	14,052	42,157	0
24	山岸議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
25	山岸議員	人件費	6月分日当	114,100	76,066	114,100	0
26	山岸議員	事務費	携帯電話料	6,500	3,250	6,500	0
27	山岸議員	広報費	県政報告夏号印刷代折込み料	269,293	53,858	269,293	0
28	荒井議員	広報費	県政報告夏号印刷代折込み料	176,400	35,280	176,400	0
29	荒井議員	事務費	携帯電話料	2,551	1,275	2,551	0
30	堀場議員	事務費	コピー機リース料、電気代、電話代、ガス代	14,871	4,082	14,871	0
31	堀場議員	事務費	携帯電話料	5,056	2,528	5,056	0
32	堀場議員	人件費	6月分日当	168,000	112,000	168,000	0
33	堀場議員	事務費	ノートパソコン代	57,750	38,500	57,750	0
34	続木議員	事務費	携帯電話料	10,822	5,411	10,822	0
35	続木議員	広報費	6月県政報告印刷料	67,770	13,554	67,770	0
36	続木議員	人件費	6月分日当	68,000	34,000	68,000	0
37	中川議員	広報費	県政レポート配達料	14,550	2,910	14,550	0
38	中川議員	広報費	県政レポート印刷料	321,300	64,260	321,300	0
39	依田議員	事務費	携帯電話料	5,311	2,655	5,311	0
40	石和議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	5,250	10,500	0
41	石和議員	事務費	携帯電話料	6,587	3,293	6,587	0
				2,634,657	1,064,143	2,634,657	0

改革・新風 平成24年8月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,560	1,780	3,560	0
4	議員控室	事務費	7月分プリント代	39,629	19,814	39,629	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	9,070	4,535	9,070	0
6	議員控室	人件費	社会保険事業主負担分	52,007	26,003	52,007	0
7	倉田議員	事務費	携帯電話料	6,308	3,154	6,308	0
8	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、電話代	7,673	2,557	7,673	0
9	寺島議員	人件費	8月分日当	106,500	71,000	106,500	0
10	寺島議員	事務費	携帯電話料	5,469	2,734	5,469	0
11	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
12	竹内議員	事務費	シュレッダー代	2,241	747	2,241	0
13	竹内議員	事務費	ハードディスク代等	4,360	1,453	4,360	0
14	竹内議員	事務費	電話代	3,834	1,278	3,834	0
15	野沢議員	事務費	コピーファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
16	野沢議員	事務費	事務所賃料、電気代、ファックス代、電話代	35,889	11,963	35,889	0
17	小島議員	広報費	県政報告折込み料	100,685	20,137	100,685	0
18	齋議員	広報費	県政報告印刷代	211,050	42,210	211,050	0
19	齋議員	広報費	県政報告折込み料	86,998	17,399	86,998	0
20	吉川議員	事務費	切手代、葉書代	6,640	3,320	6,640	0
21	吉川議員	事務費	A4用紙代・文具代	1,382	692	1,382	0
22	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,080	7,848	13,080	0
23	吉川議員	人件費	7月分日当	99,750	74,812	99,750	0
24	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	43,100	14,366	43,100	0
25	山岸議員	事務費	切手代・葉書代	8,025	2,675	8,025	0
26	山岸議員	人件費	7月分日当	127,400	84,933	127,400	0
27	荒井議員	広報費	県政報告夏号印刷代折込み料	73,132	14,626	73,132	0
28	荒井議員	事務費	携帯電話料	2,974	1,487	2,974	0
29	堀場議員	事務費	コピー機使用料、プリンターインク代、電話代	15,130	5,043	15,130	0
30	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,922	1,961	3,922	0
31	堀場議員	人件費	7月分日当	136,000	90,666	136,000	0
32	堀場議員	事務費	PPC用紙代	2,520	840	2,520	0
33	続木議員	事務費	携帯電話料	5,409	2,704	5,409	0
34	続木議員	広報費	県政レポート折込み料	62,480	12,496	62,480	0
35	続木議員	人件費	8月分日当	62,000	31,000	62,000	0
36	中川議員	広報費	県政レポート折込み料	231,564	46,312	231,564	0
37	依田議員	事務費	携帯電話料	5,113	2,556	5,113	0
38	石和議員	広報費	県政報告印刷代	238,686	95,474	238,686	0
39	石和議員	事務費	携帯電話料	5,840	2,920	5,840	0
				2,265,155	939,391	2,265,155	0

改革・新風 平成24年9月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	インターネット接続代	3,696	1,848	3,696	0
4	議員控室	事務費	8月分プリント代	8,170	4,085	8,170	0
5	議員控室	事務費	電話代、ファックス代	12,070	6,035	12,070	0
6	議員控室	事務費	消耗品購入代	2,834	1,417	2,834	0
7	倉田議員	事務費	携帯電話料	6,308	3,154	6,308	0
8	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	8,832	2,944	8,832	0
9	寺島議員	人件費	9月分日当	102,000	68,000	102,000	0
10	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
11	竹内議員	事務費	電話代	3,057	1,019	3,057	0
12	野沢議員	事務費	コピー機リース代	6,825	2,275	6,825	0
13	野沢議員	事務費	事務所賃料、電気代、ファックス代、下水道代、共益費	40,329	13,443	40,329	0
14	下澤議員	広報費	県政報告印刷料・折込み料	417,530	208,765	417,530	0
15	齋議員	事務費	携帯電話料	9,426	4,713	9,426	0
16	吉川議員	広報費	県政報告夏号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
17	吉川議員	事務費	切手代	2,800	1,400	2,800	0
18	吉川議員	事務費	携帯電話料	12,875	7,725	12,875	0
19	吉川議員	人件費	8月分日当	86,625	64,968	86,625	0
20	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	43,094	14,364	43,094	0
21	山岸議員	事務費	県政報告送付代	73,132	3,004	73,132	0
22	山岸議員	人件費	8月分日当	94,500	63,000	94,500	0
23	荒井議員	事務費	携帯電話料	3,766	1,883	3,766	0
24	堀場議員	事務費	コピー機レンタル代、電気代、電話代	19,576	5,153	19,576	0
25	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,588	1,794	3,588	0
26	堀場議員	人件費	8月分日当	136,000	90,666	136,000	0
27	続木議員	人件費	9月分日当	74,000	37,000	74,000	0
28	中川議員	事務費	封筒の作成印刷代	14,490	9,660	14,490	0
29	石和議員	広報費	県政報告表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
30	石和議員	事務費	携帯電話料	5,840	2,920	5,840	0
				1,651,273	839,056	1,651,273	0

改革・新風 平成24年10月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	ネットワーク不具合調整代	5,250	2,625	5,250	0
4	議員控室	事務費	複写、電話、ファックス代	55,475	27,738	55,475	0
5	議員控室	人件費	社会保険事業主負担分	104,670	52,335	104,670	0
6	倉田議員	事務費	携帯電話料	2,664	1,332	2,664	0
7	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	9,054	3,018	9,054	0
8	寺島議員	事務費	携帯電話料	5,745	2,872	5,745	0
9	寺島議員	人件費	10月分日当	117,000	78,000	117,000	0
10	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
11	竹内議員	事務費	電話代	3,424	1,141	3,424	0
12	野沢議員	事務費	コピー機リース代	6,825	2,275	6,825	0
13	野沢議員	事務費	事務所賃料、電気代、共益費	35,587	11,862	35,587	0
14	齋議員	事務費	携帯電話料	9,688	4,844	9,688	0
15	吉川議員	事務費	プリンター、ポストイット、のり、ファイル	8,037	4,018	8,037	0
16	吉川議員	事務費	切手代・はがき代	5,950	2,975	5,950	0
17	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,262	7,957	13,262	0
18	吉川議員	人件費	9月分日当	84,000	63,000	84,000	0
19	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	43,958	14,652	43,958	0
20	山岸議員	事務費	県政報告送付代	7,540	1,508	7,540	0
21	山岸議員	人件費	9月分日当	135,300	90,200	135,300	0
22	荒井議員	事務費	携帯電話料	3,343	1,671	3,343	0
23	荒井議員	広報費	県政レポート秋号印刷代・折込み代	249,532	49,906	249,532	0
24	堀場議員	事務費	コピー機レンタル代、ガス代、電話代	13,615	4,538	13,615	0
25	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,140	1,570	3,140	0
26	堀場議員	人件費	9月分日当	138,000	92,000	138,000	0
27	続木議員	人件費	10月分日当	88,000	17,600	88,000	0
28	続木議員	広報費	県政レポート秋号印刷代	150,050	30,010	150,050	0
29	続木議員	事務費	携帯電話料	5,409	2,704	5,409	0
30	中川議員	広報費	県政レポート秋号印刷代、折込み代	169,618	33,923	169,618	0
31	依田議員	広報費	県政報告印刷代	363,258	72,651	363,258	0
32	依田議員	事務費	携帯電話料	6,652	3,326	6,652	0
33	石和議員	事務費	携帯電話料	6,266	3,133	6,266	0
				2,289,222	899,005	2,289,222	0

改革・新風 平成24年11月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	ウイルス駆除セット	6,258	3,129	6,258	0
4	議員控室	事務費	10月分プリント代	56,603	28,301	56,603	0
5	議員控室	事務費	消耗品の購入	12,200	6,100	12,200	0
6	議員控室	事務費	資料作成用品の購入	4,156	2,078	4,156	0
7	議員控室	事務費	封筒の作成印刷	17,850	8,925	17,850	0
8	議員控室	事務費	プリンター修理代	24,150	12,075	24,150	0
9	議員控室	事務費	10月分電話ファックス代	9,524	4,762	9,524	0
10	議員控室	事務費	インターネット接続	6,023	3,011	6,023	0
11	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,318	1,659	3,318	0
12	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	10,329	1,591	10,329	0
13	寺島議員	人件費	11月分日当	67,500	45,000	67,500	0
14	寺島議員	事務費	事務所賃料	35,000	11,666	35,000	0
15	竹内議員	事務費	電話代・ファックス代	3,616	1,205	3,616	0
16	竹内議員	広報費	県政レポート秋号印刷代・折込み代	322,073	64,414	322,073	0
17	竹内議員	事務費	プリンターインク代	990	330	990	0
18	野沢議員	事務費	コピー機・ファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
19	野沢議員	事務費	事務所賃料、電話代、ファックス代、電気代、共益費	37,996	12,665	37,996	0
20	小島議員	広報費	県政レポート秋号印刷代・折込み代	327,485	65,497	327,485	0
21	齋議員	事務費	携帯電話料	6,432	3,216	6,432	0
22	吉川議員	事務費	切手代・はがき代	7,710	3,855	7,710	0
23	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,190	7,913	13,190	0
24	吉川議員	人件費	10月分日当	89,775	67,331	89,775	0
25	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代	38,239	12,747	38,239	0
26	山岸議員	人件費	10月分日当	144,400	96,266	144,400	0
27	荒井議員	事務費	携帯電話料	3,842	1,921	3,842	0
28	堀場議員	事務費	コピー代、ガス代、電話代、電気代	15,366	4,146	15,366	0
29	堀場議員	事務費	携帯電話料	3,273	1,636	3,273	0
30	堀場議員	人件費	10月分日当	142,000	94,667	142,000	0
31	続木議員	人件費	11月分日当	68,000	13,600	68,000	0
32	続木議員	事務費	携帯電話料	5,671	2,835	5,671	0
33	依田議員	広報費	県政報告折込み代	46,263	9,252	46,263	0
34	依田議員	事務費	携帯電話料	5,065	2,532	5,065	0
				1,945,032	798,555	1,945,032	0

改革・新風 平成24年12月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	パソコンの購入	86,100	43,050	86,100	0
4	議員控室	事務費	11月分プリント代	44,973	22,486	44,973	0
5	議員控室	事務費	消耗品の購入	1,126	563	1,126	0
6	議員控室	事務費	12月分電話ファックス代	9,311	4,655	9,311	0
7	倉田議員	広報費	県政レポート新年号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
8	倉田議員	事務費	携帯電話料	3,743	1,871	3,743	0
9	倉田議員	事務費	電気代・ガス代・事務所電話代	7,998	2,666	7,998	0
10	竹内議員	事務費	電話代	4,159	1,386	4,159	0
11	竹内議員	広報費	県政レポート秋号郵送切手代	58,880	11,776	58,880	0
12	竹内議員	事務費	プリンターインク代	2,880	960	2,880	0
13	野沢議員	事務費	コピー機・ファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
14	野沢議員	事務費	事務所賃料、電話代、ファックス代、電気代、共益費	44,484	14,828	44,484	0
15	小島議員	事務費	プリンターインク代	3,017	1,005	3,017	0
16	下沢議員	広報費	県政レポート新年号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
17	齋議員	事務費	携帯電話料	6,432	3,216	6,432	0
18	齋議員	広報費	県政レポート冬号印刷代	211,050	42,210	211,050	0
19	吉川議員	広報費	県政レポート新年号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
20	吉川議員	事務費	携帯電話料	13,873	8,323	13,873	0
21	吉川議員	人件費	11月分日当	69,825	52,368	69,825	0
22	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	46,837	15,612	46,837	0
23	山岸議員	人件費	11月分日当	104,800	69,866	104,800	0
24	山岸議員	広報費	県政レポート新年号表面データ代	10,500	2,100	10,500	0
25	山岸議員	広報費	県政レポート秋号折込み代	44,332	8,866	44,332	0
26	荒井議員	事務費	携帯電話料	5,383	2,691	5,383	0
27	堀場議員	事務費	コピー代、ガス代、電話代、電気代	14,056	4,685	14,056	0
28	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,883	1,441	2,883	0
29	堀場議員	人件費	11月分日当	138,000	92,000	138,000	0
30	続木議員	人件費	12月分日当	72,000	14,400	72,000	0
31	続木議員	広報費	県政レポート冬号印刷代	63,420	12,684	63,420	0
32	依田議員	事務費	携帯電話料	5,181	2,590	5,181	0
				1,517,478	648,828	1,517,478	0

改革・新風 平成25年1月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	372,410	186,205	372,410	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	パソコンの購入	114,450	57,225	114,450	0
4	議員控室	事務費	12月分プリント代	41,775	20,887	41,775	0
5	議員控室	事務費	1月分電話ファックス代	8,588	4,294	8,588	0
6	議員控室	人件費	11・12月分社会保険事業主負担分	105,326	52,663	105,326	0
7	議員控室	事務費	ウイルスソフト更新	3,129	1,564	3,129	0
8	議員控室	事務費	インターネット接続	5,870	2,935	5,870	0
9	倉田議員	広報費	県政レポート春号印刷代・折込み料	314,840	157,420	314,840	0
10	倉田議員	事務費	携帯電話料	6,945	3,472	6,945	0
11	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	10,896	3,632	10,896	0
12	倉田議員	事務費	コピーセット	21,787	7,262	21,787	0
13	竹内議員	事務費	電話代	4,017	1,338	4,017	0
14	竹内議員	事務費	プリンターインク代	3,345	1,115	3,345	0
15	野沢議員	事務費	コピー機、ファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
16	野沢議員	事務費	事務所賃料、電話代、ファックス代、電気代、共益費	38,709	12,903	38,709	0
17	小島議員	会議費	団会議の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
18	齋議員	事務費	携帯電話料	6,432	3,216	6,432	0
19	齋議員	広報費	県政レポート春号印刷代	211,050	42,210	211,050	0
20	吉川議員	広報費	県政レポート送付料	95,155	19,031	95,155	0
21	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,503	8,722	14,503	0
22	吉川議員	人件費	12月分日当	86,100	64,575	86,100	0
23	吉川議員	事務費	文具代・レターパック代	10,520	5,260	10,520	0
24	吉川議員	事務費	はがき・切手代	6,810	3,405	6,810	0
25	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	44,120	14,706	44,120	0
26	山岸議員	人件費	12月分日当	101,300	67,533	101,300	0
27	山岸議員	事務費	携帯電話料	5,309	2,654	5,309	0
28	荒井議員	広報費	県政報告折込み代	72,481	14,496	72,481	0
29	荒井議員	事務費	携帯電話料	5,023	2,511	5,023	0
30	堀場議員	事務費	コピー代、ガス代、電話代、電気代	20,709	3,620	20,709	0
31	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,940	1,470	2,940	0
32	堀場議員	人件費	12月分日当	117,000	78,000	117,000	0
33	続木議員	人件費	1月分日当	48,000	9,600	48,000	0
34	依田議員	事務費	携帯電話料	6,192	3,096	6,192	0
35	石和議員	事務費	携帯電話料	5,840	2,920	5,840	0
				1,953,896	879,965	1,953,896	0

改革・新風 平成25年2月分

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	人件費	給与	364,632	182,316	364,632	0
2	議員控室	広報費	ホームページ管理料	31,500	15,750	31,500	0
3	議員控室	事務費	ネットワーク不具合調整費	5,250	2,625	5,250	0
4	議員控室	事務費	1月分プリント代	7,980	3,990	7,980	0
5	議員控室	事務費	1月分電話ファックス代	8,747	4,373	8,747	0
6	議員控室	人件費	1月分社会保険事業主負担分	52,663	26,331	52,663	0
7	議員控室	事務費	プリンターインク代	34,335	17,167	34,335	0
8	倉田議員	事務費	携帯電話料	4,671	2,335	4,671	0
9	倉田議員	事務費	電気代、ガス代、事務所電話代	11,141	3,713	11,141	0
10	竹内議員	事務費	電話代	3,498	1,166	3,498	0
11	竹内議員	事務費	プリンターインク代、コピー用紙代	1,485	495	1,485	0
12	野沢議員	事務費	コピー機、ファックスリース代	6,825	2,275	6,825	0
13	野沢議員	事務費	事務所賃料、電話代、ファックス代、ガス電気代、共益費	37,074	12,358	37,074	0
14	小島議員	広報費	県政レポート印刷代、折込み料	326,588	97,976	326,588	0
15	下沢議員	広報費	県政レポート印刷代、折込み代	916,684	458,342	916,684	0
16	齋議員	事務費	携帯電話料	6,432	3,216	6,432	0
17	吉川議員	広報費	県政レポート印刷代、送付料	247,753	24,775	247,753	0
18	吉川議員	事務費	携帯電話料	14,302	8,581	14,302	0
19	吉川議員	人件費	1月分日当	79,275	59,456	79,275	0
20	吉川議員	事務費	レターパック代	1,050	525	1,050	0
21	吉川議員	事務費	はがき・切手代	4,630	2,315	4,630	0
22	山岸議員	事務費	事務所賃料、電気代、電話代、ファックス代	50,853	16,951	50,853	0
23	山岸議員	人件費	1月分日当	98,150	65,433	98,150	0
24	荒井議員	事務費	携帯電話料	4,906	2,453	4,906	0
25	堀場議員	事務費	コピー機レンタル代、ガス代、電話代	18,901	6,300	18,901	0
26	堀場議員	事務費	携帯電話料	2,822	1,411	2,822	0
27	堀場議員	人件費	1月分日当	122,000	81,333	122,000	0
28	堀場議員	広報費	県政レポート印刷代	308,490	185,094	308,490	0
29	堀場議員	資料購入費	「メドウェージェフVSブーテン」本代	3,000	3,000	3,000	0
30	続木議員	人件費	2月分日当	76,000	15,200	76,000	0

31	続木議員	事務費	携帯電話料	5,671	2,835	5,671	0
32	中川議員	広報費	県政報告春号印刷代	410,550	82,110	410,550	0
33	依田議員	事務費	携帯電話料	5,272	2,636	5,272	0
34	石和議員	広報費	県政レポート印刷代、送付料	238,717	143,230	238,717	0
				3,511,847	1,538,066	3,511,847	0

改革・新風 調査研究費、会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	会議費	団会議交通費	59,060	29,530	59,060	0
2	議員控室	会議費	団会議交通費	33,530	16,765	33,530	0
3	議員控室	会議費	団会議交通費	82,420	41,210	82,420	0
4	議員控室	会議費	団会議交通費	90,320	45,160	90,320	0
5	議員控室	会議費	団会議交通費	165,460	82,730	165,460	0
6	議員控室	会議費	団会議交通費	62,130	31,065	62,130	0
7	議員控室	会議費	団会議交通費	60,360	30,180	60,360	0
8	議員控室	会議費	団会議交通費	313,035	156,517	313,035	0
9	議員控室	調査研究費	神奈川県静岡県視察調査の旅費・宿泊費等	1,011,810	202,362	1,011,810	0
10	議員控室	会議費	千曲坂城地域視察と団会議交通費、宿泊費等	626,406	313,203	626,406	0
11	議員控室	会議費	1.24県政対話集会場費・送料・広告代・広告印刷代	207,096	133,736	207,096	0
12	倉田議員	調査研究費	国会議員との意見交換の旅費	24,460	12,230	24,460	0
13	倉田議員	調査研究費	厚生労働大臣との意見交換の旅費	25,110	12,555	25,110	0
14	倉田議員	調査研究費	国会議員との意見交換の旅費	23,750	11,875	23,750	0
15	倉田議員	調査研究費	県建設部等と意見交換の旅費宿泊費等	11,950	5,975	11,950	0
16	小島議員	調査研究費	県建設部長・国交大臣と国道418号の意見交換	17,660	8,830	17,660	0
17	小島議員	調査研究費	県知事と来年度予算編成の意見交換の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
18	小島議員	調査研究費	県建設部長と152号153号整備の意見交換の旅費	4,460	2,230	4,460	0
19	下澤議員	調査研究費	国土交通省へ県政要望の旅費宿泊費等	25,890	25,890	25,890	0
20	下澤議員	調査研究費	県建設部長への国道143号線の早期改良の陳情の旅費	6,180	6,180	6,180	0
21	下澤議員	調査研究費	県建設部長への道路の整備促進の意見交換の旅費	6,180	6,180	6,180	0
22	下澤議員	調査研究費	県東京事務所へ、意見交換について、旅費宿泊費等	38,291	19,145	38,291	0
23	齋議員	調査研究費	中部縦貫道の早期開通に向けての意見交換の旅費	11,810	11,810	11,810	0
24	齋議員	調査研究費	北陸新幹線整備の意見交換の旅費	10,630	10,630	10,630	0
25	齋議員	調査研究費	羽田国交大臣に地元要望陳情の旅費宿泊費等	20,390	20,390	20,390	0
26	齋議員	調査研究費	県建設部関係者と143号高規格道路促進の旅費	5,120	2,560	5,120	0
27	吉川議員	調査研究費	県建設部と意見交換等、旅費宿泊費	20,080	10,040	20,080	0
28	吉川議員	調査研究費	参議院議員と国政課題の意見交換の旅費・宿泊費等	38,930	38,930	38,930	0
29	吉川議員	調査研究費	県建設部と国道418号線の促進要望の旅費宿泊費	20,080	20,080	20,080	0
30	吉川議員	調査研究費	県副議長に国道152号線の提言の旅費	16,080	16,080	16,080	0
31	吉川議員	調査研究費	北沢前防衛大臣と道路整備促進について、旅費	20,230	10,115	20,230	0
32	山岸議員	調査研究費	羽田国交大臣と県政及び国政課題について意見交換	18,130	18,130	18,130	0
33	山岸議員	調査研究費	知事各部長に小諸市の事業報告と意見交換旅費	3,900	25,830	3,900	0
34	荒井議員	調査研究費	国土交通省へ県政要望の旅費宿泊費等	25,830	12,700	25,830	0
35	続木議員	調査研究費	国土交通省への要望活動等について、旅費	12,700	12,700	12,700	0
36	続木議員	調査研究費	県林部長・建設部長への要請の旅費	14,370	14,370	14,370	0
37	中川議員	調査研究費	県政レポートを配布しながら意見交換の旅費	10,980	5,490	10,980	0
38	中川議員	調査研究費	県林務部へ長野県木材協会の提案の旅費	6,200	6,200	6,200	0
39	中川議員	調査研究費	関東地方背整備局へ、国道143号線の陳情の旅費	13,820	13,820	13,820	0
40	中川議員	調査研究費	新年会に出席し意見交換の旅費	15,360	15,360	15,360	0
41	依田議員	調査研究費	消防ポンプ操法大会に出席の旅費	4,800	4,800	4,800	0
42	依田議員	調査研究費	出初式・賀詞交換に出席し、意見交換の旅費	11,940	11,940	11,940	0
43	石和議員	会議費	団会議等の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
44	石和議員	会議費	団会議等の宿泊費等	4,000	2,000	4,000	0
45	石和議員	調査研究費	県知事と県政課題についての意見交換の旅費	6,460	3,230	6,460	0
46	石和議員	調査研究費	北陸新幹線議員の会での整備の意見交換の旅費宿泊	31,740	31,740	31,740	0
47	石和議員	調査研究費	東御市の県政課題等の意見交換の旅費宿泊費	13,410	13,410	13,410	0
				3,260,548	1,529,903	3,260,548	0

改革・新風 合計				25,189,409	11,073,157	25,189,409	0
----------	--	--	--	------------	------------	------------	---

日本共産党県議団 事務費・人件費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	事務費	4月分事務費全部	47,080	23,540	47,080	0
2	議員控室	事務費	5月分事務費全部	69,070	34,535	69,070	0
3	議員控室	事務費	6月分事務費全部	46,633	23,316	46,633	0
4	議員控室	事務費	7月分事務費全部	34,870	17,435	34,870	0
5	議員控室	事務費	8月分事務費全部	40,103	20,051	40,103	0
6	議員控室	事務費	9月分事務費全部	84,916	42,458	84,916	0
7	議員控室	事務費	10月分事務費全部	97,137	48,568	97,137	0
8	議員控室	事務費	11月分事務費全部	80,198	40,099	80,198	0
9	議員控室	事務費	12月分事務費全部	216,899	108,449	216,899	0

10	議員控室	事務費	1月分事務費全部	51,223	25,611	51,223	0
11	議員控室	事務費	2・3月分事務費全部	345,264	172,632	345,264	0
12	議員控室	人件費	4月分人件費全部	138,197	69,098	138,197	0
13	議員控室	人件費	5月分人件費全部	297,491	148,745	297,491	0
14	議員控室	人件費	6月分人件費全部	540,187	270,093	540,187	0
15	議員控室	人件費	7月分人件費全部	604,748	302,374	604,748	0
16	議員控室	人件費	8月分人件費全部	700,006	350,003	700,006	0
17	議員控室	人件費	9月分人件費全部	393,309	196,654	393,309	0
18	議員控室	人件費	10月分人件費全部	498,241	249,120	498,241	0
19	議員控室	人件費	11月分人件費全部	440,981	220,490	440,981	0
20	議員控室	人件費	12月分人件費全部	1,064,291	532,145	1,064,291	0
21	議員控室	人件費	1月分人件費全部	624,863	312,431	624,863	0
22	議員控室	人件費	2～4月分人件費全部	513,946	256,973	513,946	0
				6,929,653	3,464,820	6,929,653	0

日本共産党県議団 資料作成費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	資料作成費	コピー代4月分	8,340	4,170	8,340	0
2	議員控室	資料作成費	コピー代5月分	67,040	33,520	67,040	0
3	議員控室	資料作成費	コピー代6月分	5,235	2,617	5,235	0
4	議員控室	資料作成費	コピー代7月分	7,545	3,772	7,545	0
5	議員控室	資料作成費	コピー代8月分	6,210	3,105	6,210	0
6	議員控室	資料作成費	コピー代9月分	5,930	2,965	5,930	0
7	議員控室	資料作成費	コピー代10月分	16,550	8,275	16,550	0
8	議員控室	資料作成費	コピー代11月分	22,000	11,000	22,000	0
9	議員控室	資料作成費	コピー代12月分	1,795	897	1,795	0
10	議員控室	資料作成費	コピー代1月分	16,480	8,240	16,480	0
11	議員控室	資料作成費	コピー代2月分	12,150	6,075	12,150	0
				169,275	84,636	169,275	0

日本共産党県議団 広報費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	広報費	24年4月分から25年2月分のホームページ管理料	297,210	148,605	297,210	0
2	議員控室	広報費	ホームページリニューアル外料金	28,500	14,250	28,500	0
3	議員控室	広報費	6月県議会速報印刷料、折込み代	33,395	6,679	33,395	0
4	議員控室	広報費	6月県議会報告印刷料、折込み代	869,772	173,954	869,772	0
5	議員控室	広報費	9月県議会速報印刷料、折込み代	88,520	44,260	88,520	0
6	議員控室	広報費	9月県議会報告印刷料、折込み代	1,038,262	207,652	1,038,262	0
7	議員控室	広報費	11月県議会速報印刷料、折込み代	22,700	4,540	22,700	0
8	議員控室	広報費	11月県議会報告、組版代、印刷料、折込み代	2,580,535	516,107	2,580,535	0
				4,958,894	1,116,047	4,958,894	0

日本共産党県議団 会議費

番号	関係議員名	使途項目	支出内容	請求人が主張する 政務調査費充当額	請求人が主張する 違法・不当支出額	調査した政務 調査費充当額	左記のうち 違法・不当支出額
1	議員控室	会議費	24.4.11～25.2.20の28回の団会議の旅費	577,550	288,775	577,550	0
				577,550	288,775	577,550	0

日本共産党県議団 合計				12,635,372	4,954,278	12,635,372	0
-------------	--	--	--	------------	-----------	------------	---

5会派 合計				100,932,605	46,780,937	100,932,605	0
--------	--	--	--	-------------	------------	-------------	---